

令和 8 年度 第 1 回定例庁議 次第

日時：令和 8 年 4 月 9 日（木）午後 1 時 15 分～

場所：本館 3 階 302 会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 第 6 次笛吹市行財政改革大綱の策定について（総合政策部）

(2) 第 2 次 DX 推進計画の策定について（総合政策部）

(3) 令和 8 年度予算執行方針について（総合政策部）

(4) 第 2 次笛吹市食育推進計画の策定に向けた取組について（保健福祉部）

(5) 笛吹市こども条例の制定に向けた取組について（子供すこやか部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 5 月 14 日（木） 午後 2 時 00 分～ 本館 3 階 302 会議室

5 閉会

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 8 年 4 月 9 日提出	
件 名	第 6 次笛吹市行財政改革大綱の策定について	部局名	総合政策部
概要	市では、少子高齢化が進行する中、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大や市民ニーズの高度化、多様化に対応するため、職員一人一人がスピード感とチャレンジ精神をもって行財政改革に取り組むための指針として、令和 3 年度に令和 4 年度から令和 7 年度までを計画期間とする第 5 次笛吹市行財政改革大綱を策定し、行財政改革に取り組んできた。 令和 7 年度に第 5 次大綱が終期を迎えることから、新たに令和 8 年度から令和 11 年度までを計画期間とする第 6 次大綱の策定作業を進めてきた。 この度、第 6 次笛吹市行財政改革大綱を策定したので報告する。		
経過	令和 7 年 12 月 第 1 回行政改革推進本部会議、第 1 回行政改革推進委員会で大綱の方向性について審議 令和 8 年 1 月 第 2 回行政改革推進本部会議、第 2 回行政改革推進委員会で大綱素案について審議 令和 8 年 2 月 議会全員協議会で大綱案について説明 令和 8 年 2 月～3 月 パブリックコメントを実施 令和 8 年 3 月 第 3 回行政改革推進本部会議、第 3 回行政改革推進委員会で大綱案について審議 行政改革推進委員会から答申		
問題・課題			
対応策	第 6 次笛吹市行財政改革大綱に基づき、引き続き、全庁一体となって、行財政改革に取り組んでいく。 スケジュールは次のとおり。 令和 8 年 4 月 9 日 本庁議後、庁内インフォメーションで職員に周知するとともに、市ホームページで市民に周知 令和 8 年 4 月 28 日 議会全員協議会で大綱策定について報告		
協議結果			

第 6 次笛吹市行財政改革大綱

令和 8 年度～令和 11 年度

(2026 年度～2029 年度)



目次

第1章 はじめに

1 行財政改革の必要性	1
2 行財政改革大綱の位置付け	2
3 これまでの行財政改革の取組	2
4 取組期間	2
5 SDGs との関係	3

第2章 市の人口及び行財政の状況と課題

1 人口について	4
(1) 人口等の推移と見通し	4
2 行財政状況について	5
(1) 歳入歳出の状況と見通し	5
ア 歳入の状況	5
イ 歳入の見通し	6
ウ 歳出の状況	7
エ 歳出の見通し	8
(2) 地方債、基金残高の状況と見通し	8
ア 地方債の状況と見通し	8
イ 基金残高の状況と見通し	9
(3) 財政健全化判断比率の状況と見通し	9
ア 実質赤字比率	9
イ 連結実質赤字比率	10
ウ 実質公債費比率	10
エ 将来負担比率	10
(4) 職員数の推移について	11
3 公共施設の将来更新費の推移について	11
(1) 公共施設（建築物）の将来更新費	11
(2) インフラ資産の将来更新費	12
4 課題	13

第3章 第6次行財政改革大綱の基本的な考え方

1 第6次行財政改革大綱の目標	14
2 第6次行財政改革大綱の基本方針	14
(1) 戦略的視点で築く安定的な財政基盤の確立	14

(2) 時代の変化に対応した行政サービスの提供	14
(3) 組織の強化と活性化	14

第4章 第6次行財政改革大綱の取組

1 戦略的視点で築く安定的な財政基盤の確立	15
(1) 地域経済の活性化などによる安定的な財源の確保	15
(2) 補助金・交付金の確保	15
(3) 公共施設の最適化	16
(4) 民間活力の活用による事業の推進	16
(5) 財政の健全性の確保	16
2 時代の変化に対応した行政サービスの提供	17
(1) マイナンバーカードの活用等の推進	17
(2) 公金収納のデジタル化	17
(3) デジタル活用の推進	18
(4) デジタルに不慣れな方への支援	17
(5) ペーパーレス化の推進	18
(6) オープンデータの公開と活用推進	18
(7) 客観的根拠や証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進	18
(8) 事務事業評価の実施	18
(9) 市民協働の推進	19
3 組織の強化と活性化	19
(1) 組織体制の見直し、最適な人材配置	19
(2) 職員数の適正化	19
(3) 多様な働き方の導入による働きやすい環境の整備	19
(4) メンタルヘルスケアの充実	20
(5) 職員の組織への貢献意欲の向上	20
(6) 職員研修の充実	20
(7) 資格取得の促進	21

1 行財政改革の必要性

日本の総人口は平成 20 年に 1 億 2,808 万人をピークに減少し始め、人口減少のスピードは加速し、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位推計（令和 5 年推計）によれば、令和 22 年には 1 億 1,283 万人となります。また、団塊ジュニア世代（1971～1974 年生まれ）が 70 歳前後となる令和 25 年には高齢者人口（65 歳以上）が 3,952 万人でピークとなり、高齢化率は 35.8%となる見込みです。

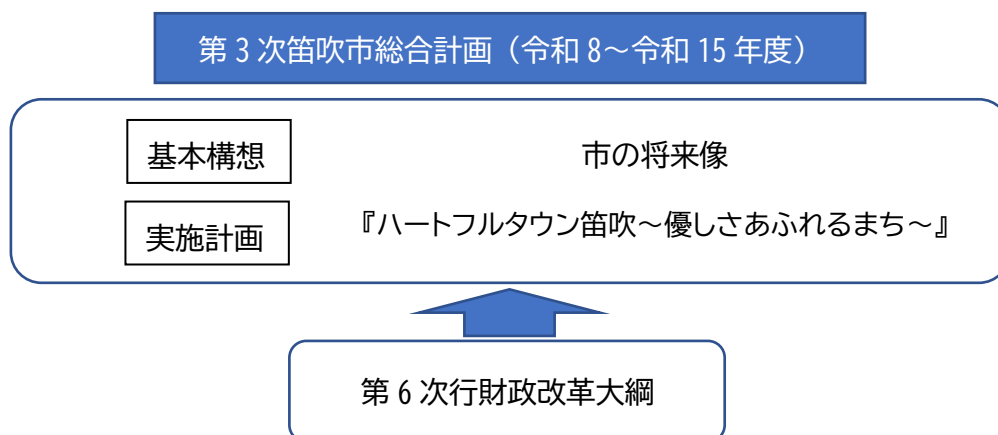
本市においても、人口は平成 17 年をピークに減少しており、令和 22 年には 57,149 人、高齢化率は 40.4%になる見込みです。今後、さらなる人口減少や高齢化の進行により、市税などの歳入の増加が見込めない中、社会保障にかかる経費や公共施設・インフラの更新費用は増大し、行政運営に必要な人材の確保も困難になることで、より一層、財政的・人的資源の制約による多様な課題が顕在化すると予想されます。

このような状況を見据え、本市では、引き続き市民の視点に立ち、質の高い行政サービスを提供するため、また、本市の最上位計画である「第 3 次笛吹市総合計画」で目指す市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた様々な施策を実行するためにも、市民ニーズを的確に捉え、新たな手法を取り入れ、安定的な財政基盤を確立し、効率的・効果的な行財政運営を推進することが不可欠です。

これらのことから、「第 6 次行財政改革大綱」を策定し、新たな時代へ躍進するために職員一人ひとりが主体性をもって積極的に行財政改革に取り組みます。

2 行財政改革大綱の位置付け

本大綱は、本市の最上位計画である「第3次笛吹市総合計画」を下支えする計画の一つであり、総合計画に掲げた市の将来像の実現に向け、行財政改革に取り組みます。



3 これまでの行財政改革の取組

本市では、平成17年度に行財政改革大綱を策定して以降、市民ニーズや社会経済情勢等を踏まえ、これまで5次にわたり行財政改革を推進してきました。

主な取組として、定員適正化計画に基づく定員管理の実施や組織の最適化、事務事業の再編整理及び施策評価の実施、公共施設運営の見直し、市民と行政の役割の見直しなどを進めました。また、歳入面では、ふるさと納税や企業誘致の推進、市税の徴収強化の取組を行ってきました。

第5次行財政改革大綱においては、基本方針として、時代の変化を的確に捉えたチャレンジ、資源の最適化、新たな技術の活用、公民連携の推進、そして財政基盤の強化の5点を掲げ、改革を推進しました。中でも、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に積極的に取り組み、書かない窓口やキャッシュレス決済の導入、小中学校及び保育所のICT化、生成AIの導入などを実現しました。

4 取組期間

第6次行財政改革大綱の取組期間は、令和8年度から令和11年度までとします。

5 SDGs との関係

本市では、第3次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて取り組むことが、SDGs 達成に資するとの認識の下、「笛吹市 SDGs 推進方針」を定めて取組を推進しており、個別計画においても SDGs 要素の反映に努めることとしています。

本大綱においても、SDGs の理念の下、人材や財源など資源に限りがある中、持続可能な地域社会を実現するため、取組ごとに関連する SDGs の目標を示し、行財政改革を推進します。

■SDGs17 の目標



第2章 市の人口及び行財政の状況と課題

1 人口について

(1) 人口等の推移と見通し

本市の人口は、令和7年の住民基本台帳を基にした実績では66,857人となっています。また、年齢3区分別人口の比率については、令和7年の実績では15歳未満の年少人口が11.1%、15歳から64歳までの生産年齢人口が58.0%、65歳以上の老年人口が30.9%となっており、生産年齢人口1.88人で老年人口1人を支えています。

本市の将来推計人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果を基に算出（社人研準拠）すると、令和42年に44,856人になると見込まれています。また、年齢3区分別人口の比率については、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で老年人口は増加し、令和42年には生産年齢人口1.08人で老年人口1人を支えていくことになる見込まれます。

これに対し、笛吹市人口ビジョンでは、今後も子育て世代が安心して子供を産み、育てられる環境を整備することで、出生数の増加を通じた自然減の抑制とともに、若者世代の転入促進及び転出抑制を図ることで社会増を目指す中、令和42年の目標人口を55,000人としています。

	住民基本台帳(実績)										
	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
人口 (単位:人)	71,038	70,771	70,421	70,069	69,692	69,156	68,555	68,264	67,641	67,271	66,857
年少人口比率 (単位:%)	13.0	12.7	12.5	12.3	12.1	11.9	11.8	11.6	11.5	11.3	11.1
生産年齢人口比率 (単位:%)	60.2	59.7	59.3	59.0	58.8	58.6	58.2	58.0	58.0	58.0	58.0
老年人口比率 (単位:%)	26.8	27.6	28.2	28.7	29.1	29.5	30.0	30.4	30.5	30.7	30.9

出典:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」を基に作成

		R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年	R37年	R42年
人口ビジョン	目標人口 (単位:人)	66,947	65,642	64,272	62,936	61,486	60,047	58,571	56,986	55,299
社人研準拠	推計人口 (単位:人)	66,947	64,682	62,371	59,874	57,149	54,276	51,355	48,223	44,856
	年少人口比率 (単位:%)	12.0	10.8	9.9	9.4	9.4	9.3	9.0	8.5	8.2
	生産年齢人口比率 (単位:%)	57.5	57.0	56.1	53.6	50.1	48.3	47.6	47.5	47.6
	老年人口比率 (単位:%)	30.5	32.2	34.0	37.0	40.4	42.4	43.5	44.0	44.2

出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」及び「笛吹市人口ビジョン」を基に作成

2 行財政状況について

(1) 歳入歳出の状況と見通し

ア 歳入の状況

ここ 10 年の歳入の状況を見ると、平成 27 年度は雪害対応のため国・県支出金が一時的に多く、歳入合計も 393 億円ありましたが、それ以降は固定資産税の評価替えや普通交付税の減少等により、令和元年度まで減少しています。その後、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症対策に関する事業費の財源として、国・県支出金の収入が再び多くなって以降、歳入が全体的に増加しています。

歳入合計の額を自主財源と依存財源に分けて比較すると、市税や寄附金等の自主財源については、令和 2 年度からふるさと納税寄附金が大幅に増加し、令和 6 年度の自主財源総額が 208 億円となりました。一方、依存財源については、地方債の縮減を図っており、歳入全体に対する割合も減少しています。

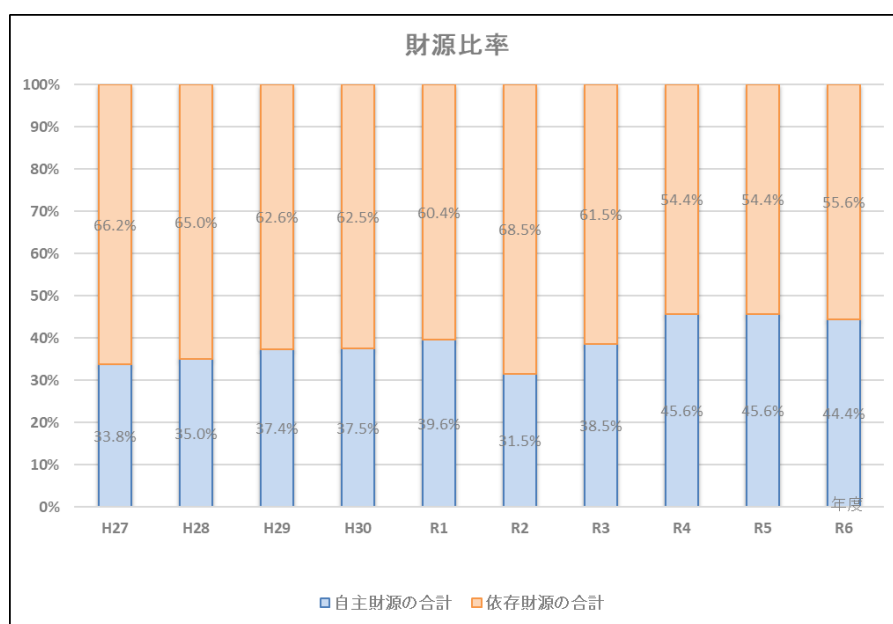
(単位: 億円)

歳入内訳		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自主財源	市税	84.2	85.2	86.0	86.3	87.3	85.5	85.1	90.0	92.8	90.7
依存財源	地方譲与税・交付金等	18.1	16.4	17.3	17.9	18.4	20.2	24.8	23.2	23.9	28.5
依存財源	地方交付税	100.7	99.8	93.9	90.7	87.5	85.1	93.0	90.9	90.0	90.8
依存財源	国・県支出金	84.7	65.6	56.8	56.5	58.0	153.3	103.5	87.2	83.8	90.8
自主財源	繰入金	2.0	0.3	3.8	2.6	5.7	3.8	23.6	41.8	33.6	50.6
依存財源	地方債	57.0	39.5	33.2	38.5	27.5	35.8	42.7	35.6	32.6	50.6
自主財源	寄付金	1.3	1.5	2.1	2.1	2.8	14.7	25.3	32.5	29.5	37.7
自主財源	その他	45.7	32.2	28.2	31.2	29.3	31.3	31.4	34.3	37.2	29.1
自主財源の合計		133.2	119.2	120.2	122.1	125.2	135.3	165.3	198.6	193.1	208.2
依存財源の合計 (A)		260.6	221.3	201.2	203.6	191.3	294.5	264.0	237.0	230.3	260.6
依存財源の割合 (A)／(B)		66.2%	65.0%	62.6%	62.5%	60.4%	68.5%	61.5%	54.4%	54.4%	55.6%
歳入合計 (B)		393.8	340.6	321.4	325.7	316.5	429.8	429.3	435.6	423.4	468.8

出典:「笛吹市決算概要及び主要施策成果報告書」を基に政策課が作成

*1 自主財源：市が自主的に収入できる財源(市税、使用料、手数料、寄附金等)

*2 依存財源：市が国又は都道府県から交付されるかたちで調達する財源(地方交付税、国県支出金等)



イ 歳入の見通し

令和7年度の長期財政推計では、主に縮減を図っている地方債の減少により、歳入合計が全体として緩やかに減少していくと見込んでいます。

なお、歳入合計に対する依存財源の割合は、50%前後で推移する見込みとなっています。

(単位: 億円)

歳入内訳		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
自主財源	市税	95.6	97.1	95.4	95.8	96.2	94.5	94.9	95.3	93.7	94.1
依存財源	地方譲与税・交付金等	25.6	26.2	26.3	26.4	26.5	26.5	26.6	26.7	26.7	26.8
依存財源	地方交付税	88.6	91.8	91.0	94.9	94.7	93.6	95.0	94.1	94.1	96.4
依存財源	国・県支出金	87.8	79.1	80.1	79.6	76.5	78.5	76.6	76.2	78.1	78.7
自主財源	繰入金	62.2	63.3	64.4	64.7	64.3	63.6	61.2	58.3	55.8	52.0
依存財源	地方債	74.1	51.6	37.3	41.1	29.4	24.9	33.4	31.8	36.0	25.9
自主財源	寄附金	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4
自主財源	繰越金	28.1	28.6	30.9	31.4	30.6	29.2	24.3	18.5	13.5	5.9
自主財源	その他	7.1	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
自主財源の合計		242.4	244.8	246.3	247.5	246.8	243.0	236.1	227.7	218.6	207.6
依存財源の合計 (A)		276.0	248.7	234.7	242.0	227.0	223.6	231.6	228.8	235.0	227.8
依存財源の割合 (A)／(B)		53.2%	50.4%	48.8%	49.4%	47.9%	47.9%	49.5%	50.1%	51.8%	52.3%
歳入合計 (B)		518.4	493.5	481.0	489.5	473.8	466.6	467.7	456.5	453.6	435.4

出典:「管吹市長期財政推計(令和7年10月)」を基に政策課が作成

ウ 歳出の状況

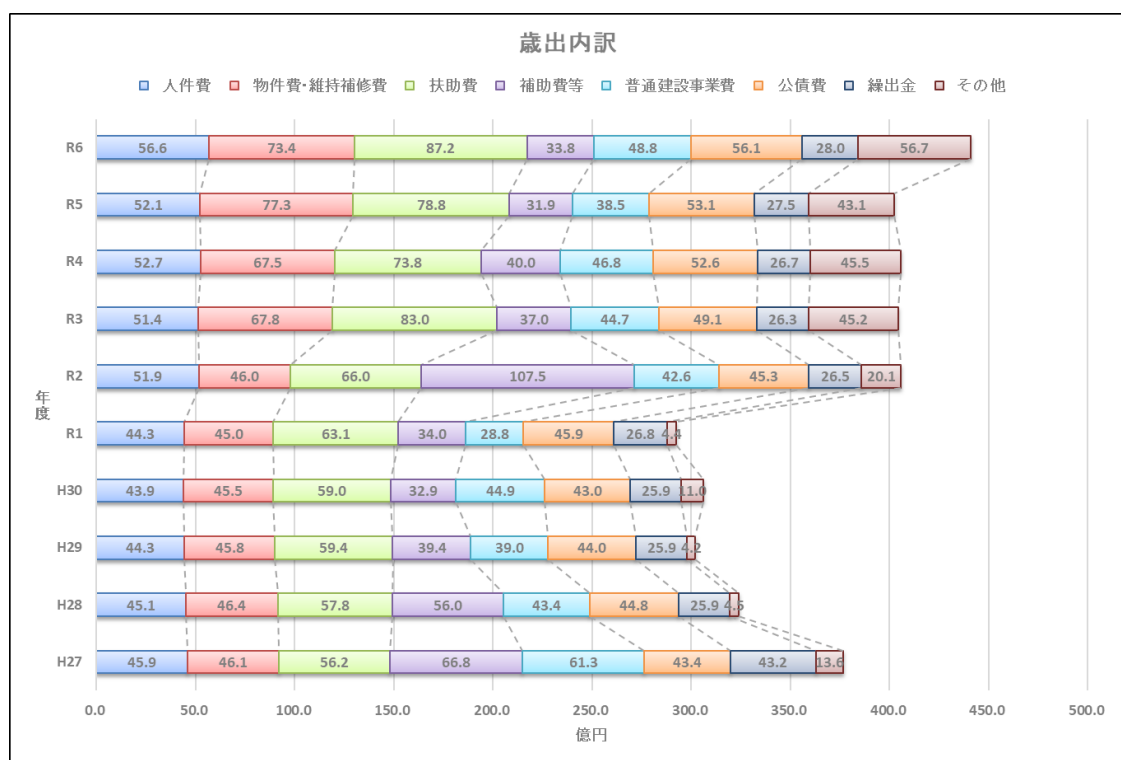
ここ 10 年の歳出合計の推移を見ると、大雪による雪害対応により歳出額が大きかった平成 27 年度以降、令和元年度まで減少していましたが、令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症対策に関する事業費や、物価と人件費の高騰による影響から大幅に増加している状況です。

また、義務的経費である、医療や福祉など社会保障関係経費にあたる扶助費については徐々に増加しており、平成 27 年度と比較し、令和 6 年度は約 31 億円増加しています。

(単位:億円)

歳出内訳	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人件費	45.9	45.1	44.3	43.9	44.3	51.9	51.4	52.7	52.1	56.6
物件費・維持補修費	46.1	46.4	45.8	45.5	45.0	46.0	67.8	67.5	77.3	73.4
扶助費	56.2	57.8	59.4	59.0	63.1	66.0	83.0	73.8	78.8	87.2
補助費等	66.8	56.0	39.4	32.9	34.0	107.5	37.0	40.0	31.9	33.8
普通建設事業費	61.3	43.4	39.0	44.9	28.8	42.6	44.7	46.8	38.5	48.8
公債費	43.4	44.8	44.0	43.0	45.9	45.3	49.1	52.6	53.1	56.1
繰出金	43.2	25.9	25.9	25.9	26.8	26.5	26.3	26.7	27.5	28.0
その他	13.6	4.5	4.2	11.0	4.4	20.1	45.2	45.5	43.1	56.7
歳出合計	376.6	324.0	302.1	306.0	292.3	405.8	404.6	405.6	402.3	440.8

出典:「笛吹市決算概要及び主要施策成果報告書」を基に政策課が作成



エ 歳出の見通し

長期財政推計では、歳出合計は減少傾向ですが、義務的経費である人件費は増加し、扶助費は横ばいで推移すると予測しています。

また、普通建設事業費は、老朽化した公共施設やインフラ施設の計画的な改修や建替などにより、年平均 50 億円かかると見込んでいます。

引き続き、財政の健全性を保ちつつ社会保障関係経費を維持する中で、市民生活の質を高めるため、市民ニーズを的確に捉えた事業展開を行うとともに、事務事業の見直しや業務の効率化を行う必要があります。

(単位:億円)

歳出内訳	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
人件費	56.7	58.6	59.6	60.4	60.9	61.8	62.0	62.3	62.5	63.8
物件費・維持補修費	78.9	79.3	77.6	78.8	77.6	80.5	80.3	79.0	77.4	75.2
扶助費	87.4	82.7	83.9	84.8	85.6	86.2	87.0	87.6	88.1	88.6
補助費	32.9	26.5	26.5	26.5	26.6	26.4	26.2	26.2	26.2	26.6
普通建設事業費	75.1	61.9	49.4	49.4	43.0	39.1	49.1	48.8	55.4	37.8
公債費	62.5	57.0	55.6	60.4	55.0	53.5	52.2	49.4	50.8	56.8
積立金	62.9	63.9	65.0	65.2	64.8	64.1	61.7	58.8	56.3	52.5
繰出金	29.1	29.2	29.3	29.5	29.7	29.7	29.9	30.1	30.2	30.4
その他	4.3	3.6	2.9	4.1	1.4	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7
歳出合計	489.8	462.6	449.7	458.9	444.6	442.3	449.2	443.0	447.7	432.2

出典:「笛吹市長期財政推計(令和7年10月)」を基に政策課が作成

(2) 地方債、基金残高の状況と見通し

ア 地方債の状況と見通し

地方債は、公共の建築物や道路整備のように多額の費用が必要となるときに、市が国や銀行などから借り入れる資金です。

公共の建築物や道路のように長期間にわたって使用する場合は、整備した年に笛吹市に住んでいた人の税金だけで支払うのではなく、資金を借りて将来笛吹市に住む人にも負担していただくことで、世代間の負担を公平にすることができます。

長期財政推計では、令和7年度の地方債残高見込額約 374 億円が、令和16年度には約 232 億円まで減少すると見通しています。返済は長期にわたるので、将来の財政負担が大きにならないよう、借入と償還のバランスを考慮し、計画的に管理をすることにより、引き続き残高の縮減を図っていきます。

(単位:億円)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
借入見込額(借換債を除く)	55.7	39.4	29.3	29.9	25.3	21.8	30.3	30.7	34.7	18.8
元金償還見込額(借換債を除く)	60.2	54.4	52.1	56.5	50.6	48.9	47.7	44.9	46.3	52.2
地方債残高見込額	374.4	371.7	356.9	341.5	320.3	296.2	282.0	268.9	258.7	232.4
借換債見込額	18.4	12.2	8.0	11.2	4.1	3.1	3.1	1.1	1.3	7.2

出典:「笛吹市長期財政推計(令和7年10月)」を基に政策課が作成

イ 基金残高の状況と見通し

市では、年度間の財源の変動に備えて基金を積み立てており、経済不況などによる市税の減少や災害の発生など、やむを得ない理由で財源不足が生じた場合のほか、重点事業や臨時的事業などを実施する際に取り崩して活用しています。長期財政推計では、各年度、一定額の基金を積み立てるとともに、取り崩しを抑制することで、基金残高の微増を見込んでいます。予期せぬ事態にも柔軟に対応し、計画的に財政運営を行うため、引き続き基金の確保を図っていきます。

(単位:億円)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
基金積立見込額	62.9	63.9	65.0	65.2	64.8	64.1	61.7	58.8	56.3	52.5
基金繰入見込額	61.5	63.3	64.4	64.7	64.3	63.6	61.2	58.3	55.8	52.0
基金残高見込額	204.8	205.4	205.9	206.4	206.9	207.4	207.9	208.4	209.0	209.5

出典:「笛吹市長期財政推計(令和7年10月)」を基に政策課が作成

(3) 財政健全化判断比率の状況と見通し

地方公共団体は、毎年度の決算に基づく一般会計の「実質赤字」「連結実質赤字」「実質公債費」「将来負担」及び公営企業会計の「資金不足」の比率をそれぞれ算出し、公表することが義務付けられています。比率が一定の基準を超えると、財政健全化計画を策定して国や県への報告が必要になり、総務大臣の許可を得なければ地方債が発行できなくなります。

ア 実質赤字比率

一般会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表した比率です。令和6年度において、本市の一般会計は黒字となっているため、算出されていません。今後も黒字となるよう努めます。

イ 連結実質赤字比率

特別会計や公営企業会計を含む市の全ての会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表した比率です。令和6年度において、本市は、全ての会計が黒字となっているため、算出されていません。今後も黒字となるよう努めます。

ウ 実質公債費比率

市が借り入れた地方債の返済額である公債費の大きさを、財政規模に対する割合で表した比率です。3年間の平均値を用い、18%以上になると新たな借金をするために、国や県の許可が必要となります。25%以上になると早期健全化団体となり資金の借入を制限されます。長期財政推計では、合併特例債等による有利な交付税措置がなくなることにより、9年間で2.4%上昇し、令和16年度には10.3%になると見通しています。

(単位：%)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
実質公債費比率(3年平均)	7.9	8.5	9.8	10.8	11.5	11.5	11.2	10.7	10.4	10.3

出典：「苗吹市長期財政推計(令和7年10月)」を基に政策課が作成

エ 将来負担比率

市が将来支払う可能性がある負債額における財政規模に対する比率です。350%以上で早期健全化団体となります。

長期財政推計では、将来負担額から充当可能財源等を引いた「将来負担すべき実質的な債務」の数値がマイナスとなっていることから、将来負担比率は表記されませんでした。今後も基金が増加し、地方債が減少する見込みであることから、同様の状況が続くと見込んでいます。

(単位：%)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
将来負担比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
将来負担比率(参考値)	△ 28.0	△ 28.9	△ 31.0	△ 32.5	△ 33.6	△ 35.6	△ 37.4	△ 40.6	△ 46.1	△ 47.0

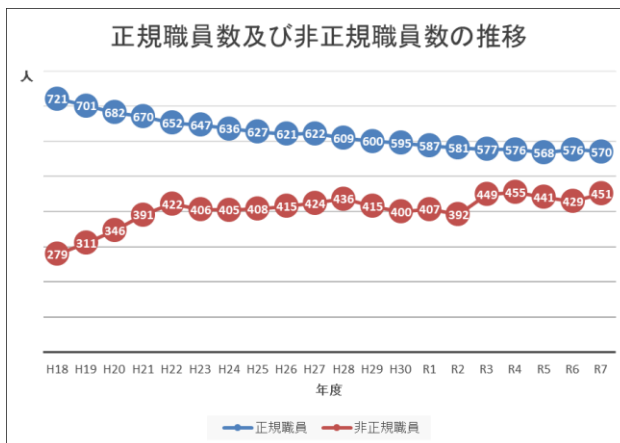
※ 将来負担比率は、将来負担額に対する充当可能財源等の比率を示す指標であり、充当可能財源等が将来負担額を上回った場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、数値が表記されませんので「-」と表記しています。本市では、算定結果がマイナスとなるため、参考値として実数を記載しています。

出典：「苗吹市長期財政推計(令和7年10月)」を基に政策課が作成

(4) 職員数の推移について

第1次行財政改革大綱から継続して取り組んでいた職員の定員適正化では、正規職員の定数を計画的に削減してきました。しかし、令和2年度、3年度に行った業務分析で、業務量に対し、職員数が不足していることが明らかになったため、現在は、業務量に見合った職員数への増員を進めています。

令和7年度の正規職員数は570人となり、平成18年度と比較して、151人減っています。



一方、令和7年度の非正規職員数は451人となり、平成18年度と比較し172人増加しています。

3 公共施設の将来更新費の推移について（公共施設に係る更新費用の試算）

(1) 公共施設（建築物）の将来更新費

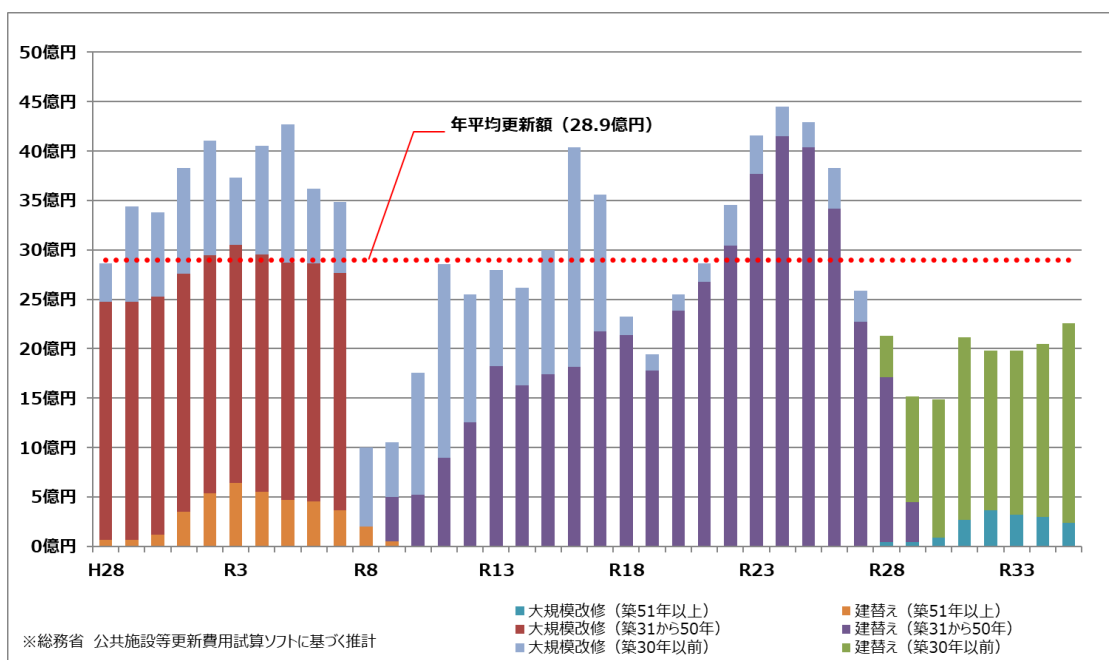
平成29年2月に策定した笛吹市公共施設等総合管理計画では、公共施設（建築物）の将来更新費の試算について、平成26年度末現在で保有している公共施設（建築物）の全てを保有し続け、単純に各施設の更新時期に建替えを実施した場合、平成28年度から令和35年度までの38年間で総額約596.8億円、年平均にすると15.7億円の費用がかかると推測しています。更に、施設の築年数が更新時期の半分まで経過した際に大規模改修も行う場合は、総額約1,100億円、年平均にすると28.9億円の費用がかかると推測しています。

また、築30年以上経過した建築物が多いことから、これらの大規模改修費用が令和7年度まで多くかかり、令和8年度に一旦大規模改修が落ち着くものの、その後は令和25年度のピークに向かって建替え費用が増加するものと見込んでいます。

単位: 億円

	全期間 (年平均)		短期	中期	長期	超長期
	H28～R35年度 2016～2053年度		H28～R2年度 2016～2020年度	R3～R7年度 2021～2025年度	R8～R17年度 2026～2035年度	R18～R35年度 2036～2053年度
大規模改修	502.8	13.2	164.8	167.0	126.7	44.3
建替え	596.8	15.7	11.4	24.7	125.5	435.3
合計	1,099.6	28.9	176.2	191.7	252.2	479.5

※小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、短期～超長期の合計値と全期間の値は一致しない箇所があります。
出典：「笛吹市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 2 月）」



出典：「笛吹市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 2 月）」

(2) インフラ資産の将来更新費

平成 29 年 2 月に策定した笛吹市公共施設等総合管理計画では、インフラ資産の将来更新費の試算について、道路、橋梁、上下水道のインフラ資産における将来更新費は、平成 28 年度から令和 35 年度までの 38 年間で総額約 1,270 億円、年平均にすると 33.4 億円の費用がかかると推測しています。

道路については、耐用年数を考慮して毎年一定の整備量で舗装部分の更新を進めていくものとして試算しており、年平均の更新費は 16.0 億円を見込んでいます。

橋梁については、整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新するものとして試算しており、年平均の更新費は 3.7 億円を見込んでいます。

上水道については、耐用年数を考慮して毎年一定の整備量で更新を進めていくものとして試算しており、年平均の更新費は 9.7 億円を見込んでいます。

下水道等についても上水道同様、耐用年数を考慮して毎年一定の整備量で更新を進めていくものとして試算しており、年平均の更新費は4.0億円を見込んでいます。

単位：億円

	全期間	(年平均)	短期	中期	長期	超長期
	H28～R35年度 2016～2053年度		H28～R2年度 2016～2020年度	R3～R7年度 2021～2025年度	R8～R17年度 2026～2035年度	R18～R65年度 2036～2053年度
道路	609.0	16.0	80.1	80.1	160.3	288.5
橋梁	141.0	3.7	5.9	11.1	35.5	88.6
上水道	368.9	9.7	48.5	48.5	97.1	174.8
下水道	151.1	4.0	18.8	18.8	37.7	75.8
合計	1,270.2	33.4	153.4	158.6	330.6	627.6

※小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、短期～超長期の合計値と全期間の値は一致しない箇所があります。

出典：「笛吹市公共施設等総合管理計画（平成29年2月）」

4 課題

本市では平成17年をピークに人口が減少傾向にあり、今後もさらに人口減少と高齢化が進むことが予想されます。これに伴い、地域経済の縮小や労働力不足が生じることが懸念されるほか、生産年齢人口の減少に伴い、市税などの収入の減少が見込まれる一方で、高齢者の増加により医療や介護など社会保障費が増大するという状況が想定されます。

加えて、公共施設やインフラの老朽化が進み、その更新費用に多額の費用が必要となることも課題の一つです。また、人口減少などにより、行政運営に必要な人材確保が困難になる中で、質の高い行政サービスを持続的に提供していくことが求められています。

このように、社会情勢の変化や多様化・高度化する行政課題に対応するため、財政的・人的資源に限りがある中、さらなる取組が必要です。

第6次行財政改革大綱においては、第5次行財政改革大綱に基づく取組の検証結果を参考に、課題解決に向けた取組を着実に推進します。

第3章 第6次行財政改革大綱の基本的な考え方

1 第6次行財政改革大綱の目標

第3次笛吹市総合計画における「基本目標3 幸せ実感 100年続くまち」を達成するため、市の行財政を身の丈にあったものにするとともに、将来世代に負担を先送りしないよう、引き続き、改革を進めます。

2 第6次行財政改革大綱の基本方針

第6次行財政改革大綱の目標を達成するため、次のとおり3つの基本方針を基に、行財政改革を推進します。

(1) 戦略的視点で築く安定的な財政基盤の確立

効率的な予算執行及び安定的な歳入の確保、さらに、これまでにない視点から地域資源に価値を付与し自主財源を確保するなど、戦略的な財政運営を行い、将来にわたり安定した財政基盤を築きます。また、資産の有効活用や民間の活力を取り入れて、効率的な資産管理を推進します。

(2) 時代の変化に対応した行政サービスの提供

変化が激しい現代社会において、市民の多様化・高度化するニーズに丁寧かつ柔軟に対応し、質の高い行政サービスを提供します。DX推進やデジタル化による業務の効率化、省力化に取り組むとともに、市民の利便性の向上に努めます。また、定期的な事務事業評価や業務の見直しによる不断の業務改善を行い、限られた資源を最大限に活かした行政運営を行います。

(3) 組織の強化と活性化

働き手の減少が見込まれる中、社会情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズ、複雑化する業務に対応し、質の高い行政サービスを提供するために、迅速かつ柔軟に対応できる組織を構築します。

職員一人ひとりが自身の役割と能力を最大限発揮し、高い意欲をもち課題解決や業務改善に取り組める組織づくりや制度改革を進めます。また、計画的な人材の確保や育成に取り組むとともに、多様な働き方を推進し、働きやすい環境を整えます。

1 戦略的視点で築く安定的な財政基盤の確立



(1) 地域経済の活性化などによる安定的な財源の確保

地域産業の育成や企業誘致、創業支援や雇用創出を図るとともに、若年層を中心に市内への就職や地元定着を促進し、地域経済の活性化につなげることにより、歳入の根幹である市税の増加に取り組みます。また、口座振替の促進、利便性が高い納付手段の導入、適正な債権管理に向けた効率的な徴収体制の強化などによる収納率の向上を図ります。加えて、新たな税財源の確保についても、研究します。

また、市の広報紙やホームページへの民間企業の広告掲載、使用料・手数料の見直しによる受益者負担の適正化、市が保有する遊休資産の売却・貸付といった有効活用に加え、ネーミングライツ、クラウドファンディング、企業版ふるさと納税などの多様な方法により、市税以外の財源確保を図ります。

さらに、ふるさと納税については、新たな返礼品の開拓、リピート率の向上などにより、さらなる寄附額の増加に取り組むとともに、ふるさと納税を通じて、本市の魅力を発信し、知ってもらい、人を呼び込むことで、地域活性化や関係人口の創出、移住定住につなげるシティプロモーションに引き続き取り組んでいきます。

あわせて、現実世界と仮想世界を融合させるXR（クロスリアリティ）といったデジタル技術を活用し、本市の魅力や潜在的な地域資源に新たな価値を付与し、強力に発信する戦略的なシティプロモーションにも取り組み、バーチャル体験を入口として実物購入、現地来訪につなげるなど、地域の活性化による税収の確保などにも取り組みます。

(2) 補助金・交付金の確保

関係機関と緊密に連携し、情報収集に努めることで、国及び県からの補助金や有利な交付税措置のある市債の活用を推進します。さらに、地方版総合戦略に基づき、地域再生計画に記載された地方創生に資する取組を支援するために設けられた国の交付金を活用して、地域の活性化や人口減少対策などに取り組みます。

(3)公共施設の最適化

公共施設等の適切な規模と在り方を示す、「笛吹市公共施設等総合管理計画」並びに「個別施設計画」及び「長寿命化計画」の方針に基づき、公共施設等の必要な機能は維持しつつ、効率的で効果的な公共施設等の最適配置に取り組むとともに、計画的に長寿命化などに取り組むことで財政負担の軽減や平準化を図ります。また、公共施設マネジメントシステムを活用し、施設情報や個別施設計画の工程表などの一元管理、庁内における情報の共有化を行い、公共施設の最適化を更に推進します。

(4)民間活力の活用による事業の推進

公共サービスの質の向上や業務改善が図れる業務について、民間事業者が有するスキルやノウハウ、資金を最大限に活用し、より質が高く効率的な公共サービスの提供を実現するため、既存手法にとらわれず、最適な方法を柔軟に選択・導入していきます。具体的には、指定管理者制度や民間資金を活用したインフラ整備（PFI手法）、複数の公共施設や業務を一括して民間事業者に委ねる包括管理委託、成果連動型民間委託契約方式（PFS手法）などのPPP（官民連携）手法を積極的に導入するとともに、定型業務における民間委託についても同様に推進します。

(5)財政の健全性の確保

財政基盤の強化を図るため、人口動態や社会経済情勢の変化を見据え、中長期的な視点で作成する長期財政推計に基づき戦略的な財政運営に努め、財政の健全性を保ちます。また、統一的な基準による地方公会計で作成する財務書類を分析した上で、市の財政状況を市民に分かりやすく公表することに努め、財政の透明性を確保するとともに、市民の理解を深めます。

また、特別会計や公営企業会計については、一般会計からの繰り出し金及び補助金を縮減するため、各会計の自立性と経営効率を向上させる取組を推進し、経営健全化を図ります。

2 時代の変化に対応した行政サービスの提供



(1) マイナンバーカードの活用等の推進

マイナンバーカードの取得支援と円滑な交付に必要な体制を引き続き確保するとともに、公的個人認証を活用したオンライン申請その他のサービス、医療・介護・子育て分野などにおける活用を推進します。引き続き、書かない窓口などの窓口改革にも取り組み、市民の利便性向上と職員の業務効率化を図ります。

(2) 公金収納のデジタル化

地方税以外の公金についても eL-QR を活用した収納を可能とすることやクレジットカード、電子マネーなど多様なキャッシュレス決済を導入することで市民の利便性を高めます。また、オンライン申請における手数料の支払いに電子決済サービスが利用できる仕組みの導入を進めます。

(3) デジタル活用の推進

市民からの問い合わせにいつでも対応可能な AI を活用したチャットボットの導入、議会答弁や文章の作成に生成 AI を利用するなど、多様な場面において AI を活用します。これにより業務を効率化し、削減できた時間を手厚い支援が必要な方の相談業務や対応、新しい政策の立案などの時間に充てることにより、質の高い行政サービスの提供及び職員の業務効率化を図ります。

また、大規模災害時における迅速かつ正確な市民への情報発信や市が提供する複数のサービスを一つのアプリに集約した統合型サービス（いわゆる「スーパーアプリ」）の導入などをはじめ、デジタル技術を活用して、市民の安全安心な暮らしや市民生活の利便性向上に取り組めます。

(4) デジタルに不慣れな方への支援

全ての市民が行政のデジタル化された手続きや情報提供を安心して利用できるようにするため、窓口での支援体制を整備するほか、アナログとデジタルの両方に対応する「ハイブリッド」な対応を進めるなど、デジタル活用における情報格差（デ

ジタルデバイス）の解消を図ります。また、デジタル活用に関する様々なニーズに応えるため、市民がデジタルに触れ、学ぶことができる機会の創出について、多角的に検討を進めます。

(5) ペーパーレス化の推進

各種会議資料や市役所内部でやり取りする書類等に使用する紙の購入及び印刷に要する費用の削減、資料の差し替えによる作業時間の短縮を図るため、ペーパーレス化を推進します。また、紙の資料を使わず、タブレットやパソコンに会議資料を表示し、画面を同期して行う会議のペーパーレス化やオンライン会議などにも対応できるよう、タブレット端末などの周辺機器や会議室のインフラ設備についても整備を進めます。

(6) オープンデータの公開と活用推進

市が保有する公開可能な情報を、二次利用可能な形で公開するオープンデータの取組を進め、民間事業者や市民によるデータの活用を促すことで地域課題の解決や新たな魅力の創出に貢献します。

(7) 客観的根拠や証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進

過去の「慣行」で行われてきた政策は、本来の政策目標に照らし合わせたとき、時代の変化とともに、実効性に欠けている場合があります。そのため、今後は、より実効的かつ効率的に政策を実行するため、個別計画の策定などの際に、目的を明確化した上で、統計データや各種指標といった客観的な証拠に基づく政策立案に努めます。

(8) 事務事業評価の実施

業務の効率化及び経費の節減だけでなく、新たな行政ニーズに的確に応えるとともに、より質の高い行政サービスを提供するため、行財政改革の視点で事務事業を評価し不断の見直しを行います。

また、業務分析の結果を踏まえ、業務の手順を整理し、課題を明確にした上で、手段や手順を見直す業務改善にも取り組み、業務の効率化を図ります。

(9)市民協働の推進

幅広い分野において多様化する地域課題を解決するため、行政だけがその役割を担うのではなく、市民、行政区、企業、学生、NPO 法人、ボランティア団体、各種団体といった多様な主体の発想や創造力、得意分野を活かしながら、それぞれの役割に応じて協働によるまちづくりを進めます。

3 組織の強化と活性化



(1)組織体制の見直し、最適な人材配置

多様化、高度化する行政ニーズに、より効果的、効率的に対応できるように、必要に応じて組織の改編を行います。また、業務の量や特性に応じ、必要な職員数を適正に算出するとともに、職員一人ひとりのスキルや経験、適性を最大限に活かす最適な人材を配置し、組織全体のパフォーマンス向上を図ります。

(2)職員数の適正化

持続可能な行政運営と効果的、効率的な市民サービス提供のため、業務分析において、業務量に対して職員の不足が判明したことを踏まえた上で、業務の量や特性を考慮した、職員数及び人員配置の適正化を図ります。また、将来を見据えた計画的な職員採用を推進していくとともに、職員の多様な能力開発・配置を通じた質的な最適化も行います。

(3)多様な働き方の導入による働きやすい環境の整備

フレックスタイム制や時差出勤など、仕事と家庭の両立を支援する働き方を推進します。育児・介護休業からのスムーズな職場復帰支援や短時間勤務制度の利用促

進を図るだけでなく、育児と介護との両立を支援していきます。その際、制度利用者だけでなく、その業務を支える周囲の職員の負担増にも配慮し、組織として互いに支え合い、業務を円滑に遂行できる職場環境を構築します。また、仕事と生活の調和を重視した多様な働き方の推進と並行して、業務の効率化やデジタル活用による時間外勤務の削減にも継続的に取り組みます。

(4)メンタルヘルスケアの充実

職員の心の健康をサポートするため、定期的なストレスチェックや相談窓口の充実、管理職研修を継続して実施します。ハラスメント防止に向けても、研修の定期実施、相談しやすい環境整備、事案発生時の迅速かつ厳正な対応を徹底します。これにより、職員一人ひとりが心身ともに健康で、充実した職業生活を送れるよう支援します。

また、メンタル不調発症後も就労可能な体制を整えるとともに、メンタル不調者に対する理解や適切な配慮ができるよう職員研修を実施し、メンタル不調者の周囲の職員に対する業務負担や精神的負担を軽減するための配慮に努めます。日頃から互いに気軽に声をかけ合い、支え合えるよう、心理的安全性の高い職場環境づくりを推進します。

(5)職員の組織への貢献意欲の向上

職員が自身の仕事に誇りとやりがいを感じ、組織全体の一体感を醸成することで、組織への貢献意欲の向上を図ります。明確な目標設定と適正な人事評価制度を運用し、職員の努力と成果を可視化することで、人材育成やパフォーマンスの向上に繋がります。また、定期的な面談を通じて、風通しの良い職場環境を構築することや、職員間のコミュニケーションを促進し、職員一人ひとりの意欲や主体性を高めます。

(6)職員研修の充実

限られた人員と財源の中で多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるためには、職員の資質の向上と組織力の向上が重要であることから、階層に応じた研修に加え、職員一人ひとりのスキルアップやキャリアプランに合わせた個別研修を充実

させ、組織全体の総合的な行政能力の向上を図り、効果的で質の高い行政サービスを継続的に提供できる体制を確立します。

また、今後、人口減少が予測される中で、笛吹市が持続可能な行政サービスを提供し続けるためには、デジタル技術とデータの積極的な活用が不可欠です。これにより、市民の利便性を向上させるだけでなく、行政内部の業務効率化を図り、職員の負担を軽減することで、削減できた時間を行政サービスの更なる質の向上へつなげていく必要があります。

このため、本市では、笛吹市 DX 推進計画に基づき、デジタルツールの基本的な操作方法や、それを自身の業務へ主体的に活用・応用する方法など、実践的な研修を積み重ね、DX に精通した職員の人材育成に取り組めます。

(7)資格取得の促進

職員個人のキャリアアップと組織全体の専門性強化のため、業務に関連する資格取得や研修費用に対する補助金制度の拡充、資格取得に向けた学習時間の確保、必要な情報提供などの積極的な支援を図ります。また、取得した資格を活かせる所属への配置や能力に応じた評価に取り組めます。さらに、資格取得者が有する知識などを、庁内で共有する機会を設け、組織全体の知識向上に貢献します。

【アルファベット】

^{エーアイ}
A I (Artificial Intelligence)
人工知能。人間の知的な振る舞いを模倣し、学習、推論、問題解決などの能力を持つコンピュータシステム全般。

^{ディーエックス}
D X (Digital Transformation)
デジタル技術を活用して、業務プロセスや組織を構成する人々の意識や行動を変革すること。

^{イービーピーエム}
E B P M (Evidence-Based Policy Making)
証拠に基づいた政策立案。国などから公開されたデータや市が保有する様々なデータを分析し、客観的な根拠に基づいて政策を決定・実行・評価・改善する手法。

^{エル キューアール}
eL-Q R
地方税統一 QR コードの呼称で、印刷された納付書等では、全国の eL-QR に対応した金融機関窓口、地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリにより納付が可能となる二次元コード。

^{アイシーティー}
I C T (Information and Communication Technology)
情報通信技術。

^{ピーディーシーエー}
P D C A サイクル
Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) を繰り返す業務改善の手法。政策立案から実施、評価、改善までの一連の流れに活用される。

^{ピーエフアイ}
P F I 手法 (Private Finance Initiative)
民間資金を活用した公共施設等の整備・運営手法。

^{ピーエフエス}
P F S 手法 (Pay For Success)
成果連動型民間委託契約方式。民間事業者が提供するサービスの成果に応じて報酬を支払う契約方式。

^{ピーピーピー}
P P P (Public Private Partnership)
官民連携。公共サービスを提供する際に、行政と民間が協力して取り組む手法。指定管理者制度、PFI 手法、包括管理委託、PFS 手法などが含まれる。

^{ヴィアール}
V R (Virtual Reality)
仮想現実。XR (クロスリアリティ) 技術の一つで、バーチャル体験。

^{エックスアール}
X R (Cross Reality)
VR (仮想現実)、AR (拡張現実)、MR (複合現実) などの技術の総称。現実世界と仮想世界を融合させる技術。

【あ行】

インフラ施設

道路、橋梁、上下水道など、社会生活や経済活動の基盤となる施設。

インフラ設備

通信回線やネットワーク機器など、情報通信に必要な基盤設備。

オープンデータ

行政が保有するデータを、誰もが自由に利用・加工しさら広く共有できる形式で公開すること。

【か行】

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、法律などにより支出が義務付けられている経費（人件費、扶助費、公債費など）。

企業版ふるさと納税

企業が地方公共団体に寄付した場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度。

キャリアアップ

現在の職務よりも高い専門性や責任を伴う職務へ進むことや、より高い役職に就くなど、職業上の地位や能力を向上させること。

キャリアデザイン

自分自身の将来の働き方や、どのような人生を送りたいかについて、目標を立てて計画し、実行していくこと。

キャリアプラン

自身の将来の職業人生について、職務、能力、目標などを具体的に計画すること。

クラウドファンディング

インターネットなどを經由して、不特定の多数の個人から寄附などにより事業資金を募ることで、それらの取り組みを支援する仕組みのこと。

公金収納のデジタル化

税金や手数料などの公金の支払いを、デジタルな方法で行えるようにすること。

公的個人認証

マイナンバーカードに搭載された電子証明書により、インターネット上での本人確認を行う機能。

公共施設マネジメントシステム

公共施設の情報を一元的に管理し、効率的な運営を支援するシステム。

公営企業会計

水道事業や病院事業など、公共性の高い事業を行う地方公営企業の会計。

国県支出金

国や県から市に支払われるお金。

個別施設計画

個々の公共施設ごとの詳細な管理・改修計画。

【さ行】

債権

市が市民などに対して持つ金銭の請求権。適正な債権管理に向けた効率的な徴収体制の強化が図られる。

事務事業評価

行政が行う事業について、目的達成度や効率性などを定期的に評価すること。

社会保障費

医療、介護、年金、生活保護などにかかる費用。高齢化の進行に伴い増大が見込まれる。

シティプロモーション

地域の魅力を発信するための計画的な取り組み。

スキルアップ

現在持っている能力をさらに高めること、又は新しい能力を習得すること。

戦略的視点

長期的な視点。安定的な財政基盤確立のために重要視される。

【た行】

地域資源

地域が持つ独自の資源（特産品、観光地など）。

長期財政推計

将来の財政状況を予測すること。安定的な財政運営や財政の健全性確保のために活用される。

地方公会計

地方公共団体の財政状況を企業会計に近い形で示す会計制度。統一的な基準により作成される財務書類が分析され、財政状況の透明性確保に貢献する。

デジタル化

紙の書類をデータ化するなど、アナログなものをデジタルにすること。

情報格差（デジタルデバйд）の解消

デジタル技術を利用できる人とできない人の間に生じる情報格差をなくすこと。

デジタル技術

コンピュータやネットワークなどの技術。

データ活用

データ分析に基づいた意思決定や業務改善。客観的な根拠に基づいた政策立案（EBPM）を推進するために行われる。

定型業務

常に同じ手順で行われる繰り返しの業務。

統一的な基準による地方公会計

地方公共団体の財政状況を企業会計に近い形で示す会計制度。財務書類を分析し、財政の透明性を確保する。

統合型サービス（スーパーアプリ）

市が提供する複数のサービスを一つのアプリに集約したもの。

特別会計

特定の事業のために設けられる会計。

【な行】

ネーミングライツ

公共施設の名称に、企業名などを冠する権利を売却すること。

【は行】

バーチャル体験

デジタル技術を活用した仮想空間での体験。 【や行】

扶助費

医療や福祉など社会保障関係経費にあたる費用。

遊休資産

市が保有しているが、現在使われていない土地や建物などの資産。

ふるさと納税

納税者が任意の地方公共団体に寄付できる制度。

フレックスタイム制

勤務時間を自分で決められる制度。

ペーパーレス化

紙の使用量を減らし、電子化を進めること。各種会議資料や内部書類の電子化、タブレット端末の活用などが含まれる。

包括管理委託

複数の公共施設や業務をまとめて民間事業者へ委託すること。PPP（官民連携）手法の一つ。

包括連携協定

地方公共団体が、特定の分野に限定せず、幅広い分野（教育、福祉、防災、地域活性化など）において、企業、大学、NPO 法人などの多様な組織と連携・協力関係を構築するための協定のこと。

補助金・交付金

国や県から地方公共団体に交付される財政支援。



笛吹市

第 6 次笛吹市行財政改革大綱

令和 8 年度～令和 11 年度

令和 8 年 3 月

〒406-8501 山梨県笛吹市石和町市部 777

発行・編集 笛吹市 総合政策部 政策課

TEL 055-262-4111（代）

FAX 055-262-4115

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 8 年 4 月 9 日提出	
件 名	第 2 次 DX 推進計画の策定について	部局名	総合政策部
概要	国は、令和 2 年 12 月に自治体の DX を加速させるため、自治体 DX 推進計画を策定し、各自治体に対し、行政手続きのオンライン化、AI の利用促進等の対応を求めている。 本市では、令和 6 年 6 月に、令和 8 年 3 月までを計画期間とする笛吹市 DX 推進計画を策定し、第 2 次笛吹市総合計画に掲げた市の将来像の実現に向け、デジタル化の取組を推進してきた。 令和 7 年度に笛吹市 DX 推進計画が終期を迎えることから、新たに令和 8 年度から令和 11 年度までを計画期間とする第 2 次笛吹市 DX 推進計画の策定作業を進めてきた。 この度、第 2 次笛吹市 DX 推進計画を策定したので報告する。		
経過	令和 8 年 1 月 第 4 回笛吹市 DX 推進本部会議で計画素案について審議 議会定例全員協議会で計画案について説明 令和 8 年 1 月～2 月 パブリックコメントを実施 令和 8 年 3 月 第 5 回笛吹市 DX 推進本部会議で計画案について審議		
問題・課題			
対応策	第 2 次笛吹市 DX 推進計画に基づき、引き続き、全庁一体となって、DX 推進に取り組んでいく。 スケジュールは次のとおり。 令和 8 年 4 月 9 日 本庁議後、庁内インフォメーションで職員に周知するとともに、市ホームページで市民に周知 令和 8 年 4 月 28 日 議会全員協議会で計画策定について報告		
協議結果			

第2次 笛吹市DX推進計画

令和8年3月

目次

第1章 DXを推進する背景	1
1 社会環境の変化	1
2 国と山梨県の動向	2
3 自治体DX	4
第2章 計画の位置付け	5
第3章 計画期間	6
第4章 目指す姿と基本方針	7
第5章 DX推進に向けた取組	8
1 地方自治体が取り組むべき事項	8
2 本市の取組	11
3 取組内容	12
4 実施スケジュール	13
第6章 推進に向けて	14
1 DX推進体制	14
2 進捗管理	15
第7章 用語解説	16

第1章 DXを推進する背景

近年、情報通信技術（ICT）は急速に進展しており、ネットワークやデジタル技術の発展は、生活様式を変化させ、社会構造や経済構造にも影響を与えています。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国における働き方を柔軟化、多様化させ、感染拡大防止のためのテレワークなど「新しい生活様式」に対応することが求められることとなりました。コロナ収束後の現在においても、市民生活や企業活動など様々な場面で、デジタル技術を活用して社会改革を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）が必要とされています。

そのような中、国では、令和2年12月に、自治体のDXを加速させるため「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、各自治体における情報システムの標準化・共通化、行政手続きのオンライン化、AIの利用促進などを求めています。令和7年6月には「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、デジタル田園都市国家構想を発展的に継承し、10年後に目指す姿（社会像）が提示されました。

本市では、第2次笛吹市総合計画において、市の将来像に「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、その実現に向けて、少子高齢化や人口減少などの課題に対応するため、あらゆる市民がデジタル化の恩恵を享受することでライフスタイルやニーズに合った心豊かな暮らしを営むことができるよう取り組んできました。

第3次笛吹市総合計画においても、社会環境の変化や国の動向を踏まえながら、本市が目指す市の将来像実現のために、DXの推進は必要不可欠なものとなっています。

1 社会環境の変化

（1）労働力の不足

我が国では、少子化による人口減少、それに伴う労働力の絶対量が不足することが懸念されています。本市においても、多様化する行政ニーズに素早く対応し、市民サービスの維持向上を図るためには、人材の確保が必須です。絶対量が不足する中、労働力の確保は困難になることが想定されることから、労働生産性の向上にもデジタル技術の活用は不可欠な状況です。

（2）情報通信技術の急速な発展

情報通信技術の進歩と通信ネットワークの拡大、データを活用した技術の発展は、すさまじいスピードで進んでいます。特に生成AIの進歩は驚異的で、日々新たな技術が登場し、私たちの生活や仕事のあり方を劇的に変え続けています。そして、次世代の衛星通信システムも登場し、地上の通信インフラが整備されていない地域でもインターネット接続ができるようになってきました。誰もが簡単に情報を収集し、発信できる現在において、情報通信技術の活用の幅はますます広がり、私たちの生活をより便利で豊かに変えるものと見込まれます。自治体には、情報通信技術の発展に対応し、市民のライフスタイルの多様化に応じた行政サービスが求められています。

（3）SDGsの推進

SDGsは、平成27年9月の国連サミットで採択された、先進国・途上国全ての国を対象とする、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指しています。本市においても、市の将来像実現に向け取り組むことがSDGs達成に資するものであるとしており、SDGsの実現の手段として、DXの推進は非常に重要なものであると捉えています。

2 国と山梨県の動向

国においては、平成28年1月の「第5期科学技術基本計画」で掲げた「超スマート社会（Society 5.0）」構想から始まり、令和2年12月に「自治体DX推進計画」の策定、令和3年5月に「デジタル関連6法」の成立、令和3年9月に「デジタル庁」の創設を行うなど、DXを急速に進めています。そして、令和7年6月に「地方創生2.0基本構想」が取りまとめられ、今後10年間集中的に取り組む内容として、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用について言及されています。

(1) 超スマート社会（Society 5.0）

超スマート社会(Society 5.0)とは、日本が目指すべき未来社会の姿として、平成28年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において掲げられた概念です。「サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することで、経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会」で、人々に豊かさをもたらすことが期待されるとしています。



出典：内閣府ホームページ

(2) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

平成29年5月に、国民と事業者の利便性向上に重点を置き、デジタル技術を活用した行政サービス改革を進める「デジタル・ガバメント推進方針」が策定され、その方向性を具体化し実現するため、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。令和2年12月に、国は「デジタル・ガバメント実行計画」で示された、自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとして、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するとともに、国の支援策等をまとめ「自治体DX推進計画」として策定しました。

(3) デジタル化推進に関する法律

平成13年1月にIT政策全体の基本理念や重点計画を定めた法律として「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が施行されました。平成28年12月には官民データ活用の推進に向けた基本理念や施策の基本事項を定めた「官民データ活用推進基本法」が、令和元年12月には行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続きの原則オンライン化のために必要事項を定めた「デジタル手続法」が公布され、行政手続きのデジタル化の3原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）が基本原則として定められることとなりました。令和3年9月にはIT基本法が抜本改正された「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に向けて、その基本理念や施策の策定に係る基本方針、行政や事業者の責務、デジタル庁の設置などが定められました。

(4) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について、政府の方針が示されました。デジタル社会を形成するため、①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献を基本原則とした施策を展開していくこととしています。

(5) 地方創生2.0基本構想

これまでの地方創生の取組「デジタル田園都市国家構想」は、地方の過疎化・地域経済の衰退をデジタル技術で克服し、地方と都市の格差の解消を目指したものでした。令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」は、デジタル田園都市国家構想の成果と課題を踏まえ、地域の多様な要素を融合し、デジタル技術だけでなく、地域の社会資本・人的資源を活かした総合的な地方創生の基本的方針を示したものです。

(6) 山梨県DX推進計画

山梨県では令和3年3月に「山梨県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、令和6年3月には国が作成した自治体DX推進計画を踏まえた「山梨県DX推進計画」を策定しました。「人材育成」、「産業」、「暮らし」、「行政」という4つの観点からDXを推進することとしており、令和7年4月からDX課が新たに設立され、県内のDX推進に一層力を入れて取り組んでいます。

3 自治体DX

自治体DXとは、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、国が目指すべきデジタル社会のビジョンとは「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するため、自治体がデジタル技術やAI等を活用して、住民の利便性や行政サービスの価値を高めることを指します。自治体DXの推進は、「いつでもどこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の達成に寄与するものと考えます。

住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体においても、国と歩調を合わせてデジタル社会の実現に向けた取組を推進することが求められています。

デジタル社会の目指す
ビジョン

デジタルの活用により、一人一人のニーズに合った
サービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会
～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

ライフイベントに係る手続の 自動化・ワンストップ化

官民の提供するライフイベントに係る手続やサービスについて、**スマホでワンストップ**で行うことができる。

出生、就学、子育て、介護などのライフステージに合わせて必要となる手続について、時間軸に沿った**最適なタイミング**で**プッシュ型**の通知が受けられる。

データ資源を活用して、 一人一人に合ったサービスを

散在する健診情報、既往症、薬歴、日々のバイタル情報等の安全・安心な連携・活用により、いつでもどこでも、**一人一人の状況に合った健康・医療・福祉サービス**が受けられる。

リアルタイムの移動ニーズ、鉄道・バスの運行状況、カーシェアの空き状況等の連携により、**ストレスなく移動**できる

いつでもどこでも 自らの選択で社会に参画

子育てや介護に適した豊かな自然環境に恵まれた場所に暮らしながら、通勤することなく**デジタル空間で仕事**ができる。

自宅に居ながら、世界中の優れた教育機関の**教育プログラムの受講**や、**文化・芸術コンテンツ**を体感・創作・発信することができる。

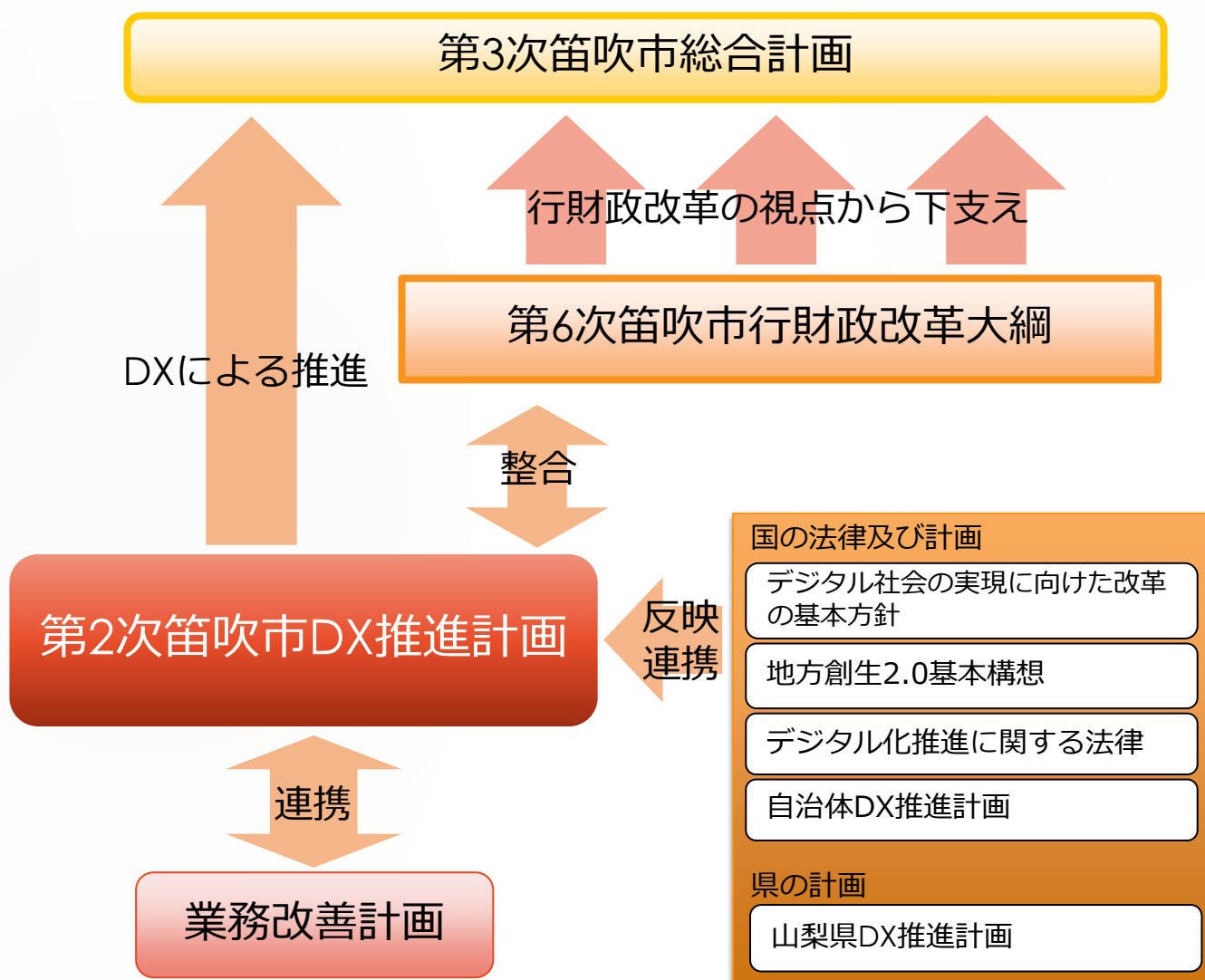
出典：デジタル庁ホームページ

第2章 計画の位置付け

本計画は、「第3次笛吹市総合計画」に掲げた将来像の実現を、デジタル化の取組により推進するものです。「第6次笛吹市行財政改革大綱」との整合性も図りながら、本計画を本市のDXに係る施策の基本計画として位置づけ、その推進を図るとともに、「業務改善計画」とも連携しながらBPR推進の“両輪”を担うことを念頭に取り組んでいきます。

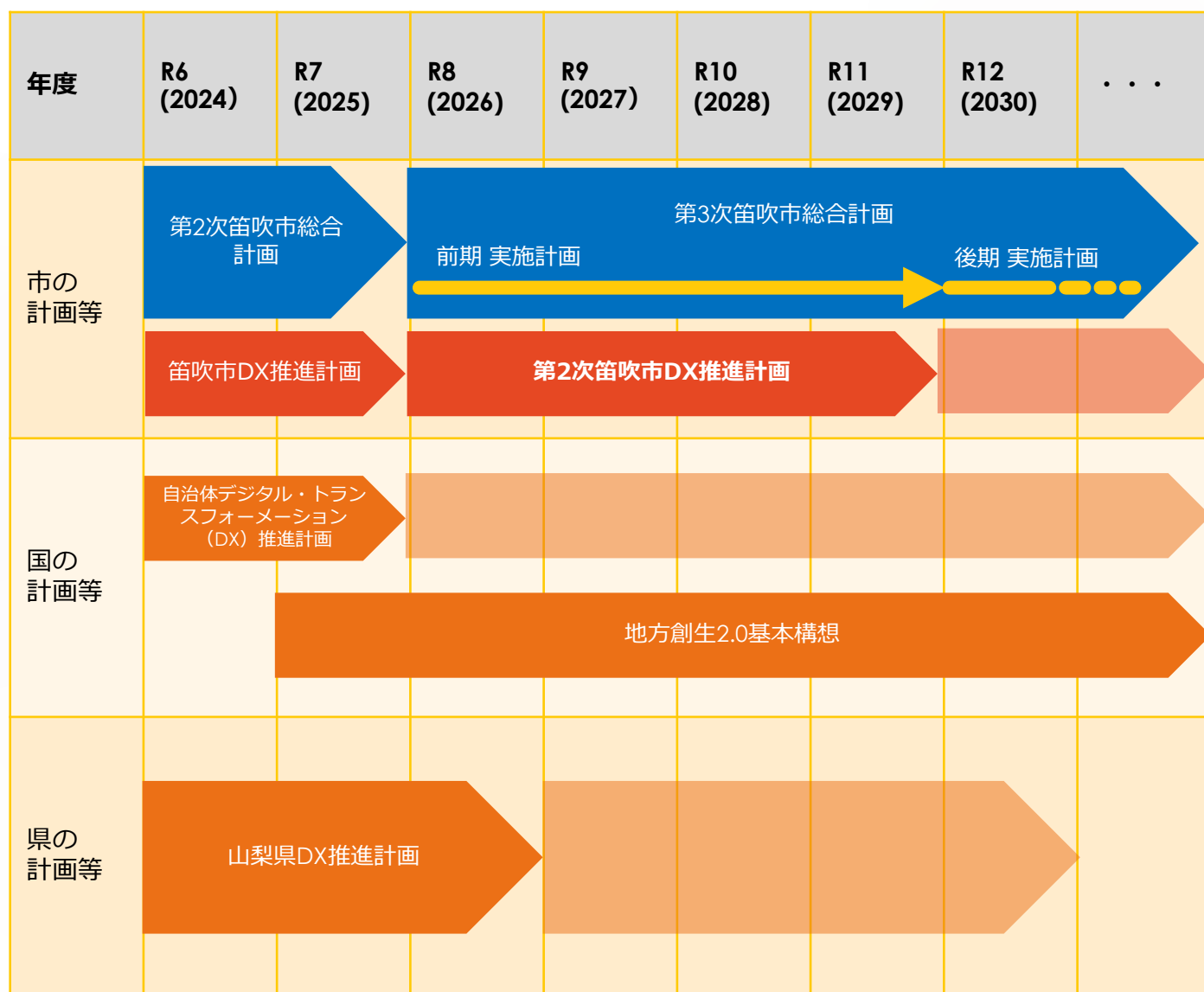
また、本計画は自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するため、国が令和2年12月に策定した「自治体DX推進計画」に対応しており、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条に基づく「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。

さらに、本計画が少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化などによって生じる課題の解決に対応し、市の将来像実現に向けてDXの推進に取り組むことで、SDGsの達成に寄与します。



第3章 計画期間

国の「自治体DX推進計画」や「地方創生2.0基本構想」などと同時に推進する必要があるとともに、本市の「第3次笛吹市総合計画」に掲げた将来像の実現をデジタル化の取組により推進するものであることから、本計画の計画期間は第3次笛吹市総合計画の実施計画に合わせ、令和8年度から令和11年度までとします。なお、計画期間内であっても、国及び県の動向、社会情勢、本市の施策の成果等を踏まえ、適宜見直しを行います。



第4章 目指す姿と基本方針

本市の自治体DXの目指す姿は、デジタル化の取組による、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現であり、デジタル技術やデータを活用し、市民の利便性を向上させるとともに、職員の業務の効率化を図り、効率化から生まれる人的資源を行政サービスの質の向上につなげていくことを目指します。

本市では、「窓口DX」、「業務改善DX」、「地域活性化DX」を基本方針に掲げ、DXを推進していきます。

目指す姿

デジタル化の取組による
「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現

目標

市民の利便性向上及び職員の業務効率化

基本方針

窓口DX

行政手続きのオンライン化だけでなく、対面での窓口対応についても改革を行い、市民の利便性の向上を図ります。
このことにより生み出された職員の余力は、きめ細かな相談業務等、市民に寄り添った対応へシフトします。

業務改善DX

作業効率を見直し、業務プロセスを改善することで、生産性の向上を図ります。
業務改善により生まれた人的資源等の最適配置を行い、政策の企画立案等の充実を図ります。

地域活性化DX

市民の暮らしや地域社会全体へデジタル化を浸透させ、本市の資源や魅力を生かした地域課題の解決と、一人ひとりの生活の質の向上を実現し、全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる地域社会の実現を目指します。

第5章 DX推進に向けた取組

1 地方自治体が取り組むべき事項

国は、「自治体DX推進計画」において、地方自治体が取り組むべき事項や内容を、次のとおり示しています。

各自治体においてDXを進める前提となる考え方

BPRの取組の徹底	デジタル化の推進に際して、オンライン化等が自己目的とならないよう、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む。
自治体におけるシステム整備の考え方	人口減少を踏まえ、全国の自治体が個別でシステムを整備するのは非効率なため、共通性の高い業務システムは広域・全国規模で共同利用を推進する。標準化や共通SaaS導入を進め、国・地方の方針に沿って連携し、共同調達やSaaS利用の拡大により持続可能なシステム整備を目指す。
オープンデータの推進・ 官民データ活用の推進	官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずることとされている。国は、地域がオープンデータを利活用できるよう、RESAS等の情報を支援を行い、オープンデータを活用した施策分析・評価基盤を提供する。

自治体におけるDXの推進体制の構築

組織体制の整備	組織の壁を越えて全体最適化の見地から住民と接するフロントヤードの多様化・充実化や情報システムの標準化、共通化等の自治体におけるDX推進のためには推進体制の構築が不可欠である。 場合により、CAIO、CIO補佐官の設置が考えられ、法令・財政担当部門や人材育成・人事担当部門はDX関連部署と緊密な連携が求められる。業務担当部門には各課1人以上のDX推進リーダーを置いてDX推進に参画することが望ましい。
デジタル人材の確保・育成	DX推進のために自治体に取り組むべき事項を着実に実施するためには、その取組を推進するための組織体制の整備や、DXの取組を担うデジタル人材の確保・育成など、DX推進体制の構築に取り組むことが求められる。
計画的な取組	自治体の行政手続きのオンライン化について継続的な推進が求められていることから、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとしてDX推進にかかる計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。
都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築	全国的にデジタル人材が不足する中であっては、個別の市町村のみでDXの推進体制を確保することは難しい。そのため、都道府県が管内市町村と連携したDXの推進体制を構築することが重要であり、地域の実情に応じ、様々な形態が想定される中、都道府県と市町村による会議体の設置、市町村の状況の継続的な把握、市町村支援のために一定の専門人材を確保、システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定することが必要である。

自治体DXの 重点取組事項	取組方針概要
自治体フロントヤード改革の推進	住民の生活スタイルやニーズの多様化に合わせて、オンライン化だけでなく、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を推進していく。フロントヤードの手続きを直接データで対応しバックヤードの効率化を進め、業務改善に繋げる。このことにより生まれた人的・空間的リソースの最適配置を行い、相談等のきめ細やかな業務へのシフト・地域課題の解決の場として活用する。
地方公共団体情報システムの標準化	自治体は、基幹系20業務のシステムを標準準拠システムへ移行し、維持管理や制度改正対応の効率化を図る。（笛吹市は令和7年度に移行済み）
「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進	国・地方が協力し共通システムの開発と活用を推進。標準化と共同調達を進め、効率的な行政サービスを目指す。
公金収納におけるeL-QRの活用	公金収納におけるeL-QRは、自治体の公金納付の効率化と住民・事業者の利便性向上を目的とし、地方税と同様のQRコード方式で納付を推進する。令和8年9月から自治体で導入開始し、対象となる公金の拡大を目指す。
マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	マイナンバーカード取得の円滑化や利用拡大を図るため、原則1週間でカードを交付できる特急発行や1歳未満の申請者の顔写真不要申請、福祉施設での出張申請受付、コンビニ交付サービスにおける発行可能証明書種別の増加など多角的に支援・推進していく。
セキュリティ対策の徹底	自治体が保有する機微な住民情報の安全確保のため、改正地方自治法やサイバーセキュリティ基本法に基づく対策を強化する。令和8年度からサイバーセキュリティを確保するための方針策定が義務化され、新基準策定や脆弱性に対する能力向上、サプライチェーン・リスクも含む全面的な安全対策の構築・支援を進める。
自治体のAIの利用推進	自治体は国と役割分担し、地域特性を活かしたAI活用施策を策定・実施する責務がある。生成AIの導入で業務効率化や職場活性化が期待されており、「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」等を活用し適正利用と管理体制の確保を推進する。
テレワークの推進	自治体は情報セキュリティ指針に基づき、多様なテレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワークなど）を推進。ICTを活用して業務効率化や行政サービスの向上を図るとともに、働き方改革を実現。また、感染症や災害時における行政機能の維持、職員の勤務管理やコミュニケーション促進にも注力し、体制の整備を進めていく。



自治体DXの取組と あわせて取り組む デジタル社会の実現に 向けた取組	取組方針概要
デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	地方の特性に応じた成長を促進するため、令和7年に策定された「地方創生2.0基本構想」では、AIやデジタル技術を活用し地域経済や生活環境を革新することを重視。各自治体の主体的なデジタル実装を支援し、地域課題に即した多様な事例共有と都道府県・市町村の連携強化で全国的なデジタル化推進を図る。
デジタルデバйд対策	NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を実施する。
デジタル原則を踏まえた 条例等の規制の点検・見直し	国は、アナログ規制の「一括見直しプラン」に沿って、法律・政令・省令について規制・制度の見直しを行う。地方公共団体においても国と同様に、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」や国の取組状況を参考にしながら、デジタル化を阻害する条例、規制等について、見直しを行う。

2 本市の取組

「第4章 目指す姿と基本方針」で示した「窓口DX」、「業務改善DX」、「地域活性化DX」の基本方針について、推進する事項は次のとおりです。

◎は、国の「自治体DX推進計画」の重点取組事項等です。

窓口DX

行政手続きのオンライン化だけでなく、対面での窓口対応についても改革を行い、市民の利便性の向上を図ります。このことにより生み出された職員の余力は、きめ細かな相談業務等、市民に寄り添った対応へシフトします。

- ・行政手続きのオンライン化 ◎
- ・書かない窓口の導入・推進 ◎
- ・キャッシュレス決済・eL-QRの導入 ◎
- ・マイナンバーカードの取得支援・利用の推進 ◎
- ・国・地方デジタル共通基盤の整備運用の推進◎

業務改善DX

作業効率を見直し、業務プロセスを改善することで、生産性の向上を図ります。業務改善により生まれた人的資源等の最適配置を行い、政策の企画立案等の充実を図ります。

- ・ペーパーレス化の推進 ◎
- ・セキュリティ対策 ◎
- ・デジタル人材の確保・育成 ◎
- ・AI機能を有する各種システム・ツールの導入 ◎
- ・デジタルインフラの整備

地域活性化DX

市民の暮らしや地域社会全体へデジタル化を浸透させ、本市の資源や魅力を生かした地域課題の解決と、一人ひとりの生活の質の向上を実現し、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる地域社会の実現を目指します。

- ・デジタルデバйд対策 ◎
- ・オープンデータの活用推進 ◎
- ・ICT教育の推進
- ・先端デジタル技術の活用

3 取組内容

方針	事項	取組内容
窓口DX	行政手続きのオンライン化	国が示す計画等に基づき、申請、届出その他の手続きについて、多様な住民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの基盤も活用してオンライン化を進めます。
	書かない窓口の導入・推進	「書かない」「待たない」「迷わない」窓口を目的とした、「書かない窓口」を構築します。行政手続きのオンライン化と合わせて、対面・非対面の対応を適切に組み合わせることで、窓口の多様化・オムニチャネル化を実現します。
	キャッシュレス決済・eL-QRの導入	市税や保険料、その他手数料について、キャッシュレス決済の導入やeL-QRを活用した納付書の発行を進め、納付手続の簡素化を図ります。
	マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	マイナンバーカードの取得支援と交付体制の充実を図ります。公的個人認証を活用した行政手続きのオンライン化や行政サービスにおけるマイナンバーカードの活用を進めます。取組の一つとして、マイナ保険証の利便性向上のため、医療費助成制度受給者証の一体化や、要介護認定情報などの関連組織と共有する介護情報基盤の構築、母子保健における乳幼児の予防接種の予診票・問診票作成や健診結果の確認など、行政・医療機関・対象者間で情報共有を行うことができるPMHの仕組みの利用について検討を行います。
	国・地方デジタル共通基盤の整備運用の推進	これまで自治体は必要なシステムについて個別で開発・調達をしてきましたが、今後は共通システムを開発・利用することで行政サービスの効率化を図っていきます。
業務改善DX	ペーパーレス化の推進	これまで紙を用いて行ってきた業務をデータ化することで、印刷業務を削減します。また、テレワークやオンライン会議などにおいてデータを印刷せず、データ共有をすることでペーパーレス化を推進します。
	セキュリティ対策	ガバメントクラウドやSaaS等の利活用、テレワークの実現、新たな住民サービスの迅速な提供等を可能にするため、セキュリティポリシーを継続的に見直します。DXの推進は情報システムへの依存度が高く、インシデント時の影響も大きいいため、より一層の情報セキュリティレベルの向上と維持を図ります。
	デジタル人材の確保・育成	デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定していきます。職員がデジタル技術を活用して、市民サービスの向上や業務の改善に繋がられるよう、デジタルリテラシーやデジタル技術に係る知識の習得、DX推進意識の醸成を図ります。
	AI機能を有する各種システム・ツールの導入	AI技術は日進月歩で進化しており、次々と新たなツールやサービスが生み出されています。市民のニーズや業務に対応できるよう、積極的にデジタルツールの活用による業務効率の向上に取り組みます。
	デジタルインフラの整備	庁舎・公共施設のネットワーク環境の整備やコミュニケーションツールの拡充等によって、業務の効率化を進めます。その一つとして、シンククライアント端末を物理端末（ノートパソコン）に転換していきます。
地域活性化DX	デジタルデバйд対策	誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた環境整備を行います。デジタル技術に不慣れな人も、デジタル化の恩恵を実感できるように取り組むとともに、デジタルを利用する人に向けては、様々なニーズを踏まえた対応を図ります。高齢者や障がい者等に対してデジタル機器の利用支援を行い、デジタル機器の活用などにより、どのような課題が解決できるか情報提供を合わせて行います。
	オープンデータの活用推進	オープンデータの公開により地域の活性化に寄与するため、ホームページ上で公開する公共データのオープン化を推進します。公開するデータの量のみならず、民間事業等にとって活用しやすくなるよう、データの正確性や一貫性の向上を図ります。
	ICT教育の推進	個別最適・協働的な学びの充実、情報活用能力の向上、学ぶ機会の保障、教職員の働き方改革を図るため、タブレット等の整備や通信速度改善のための新しいネットワーク環境の整備、校務支援システムのクラウド対応に係るセキュリティポリシーの策定等のICT環境整備を進めるほか、教員のICTを活用した指導力の向上を目的とした教員研修やデジタル教材の活用等を実施します。
	先端デジタル技術の活用	VR・AR等の先端デジタル技術や通信技術を取り入れ、魅力ある地域づくりを推進します。地域資源の魅力向上のほか、新たな魅力の創出に活用します。

4 実施スケジュール

4 実施スケジュール

計画期間

			2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
窓口DX	1 行政手続きのオンライン化					
	(1)	やまなしくらしネットの利用	ぴったりサービス以外の 手続きの拡充			
	(2)	ぴったりサービスの利用	窓口DXSaaSとの連携 利用可能手続きの拡大			
	2 書かない窓口の導入・推進					
	(1)	現行システム（戸籍住民課）から窓口DXSaaSへの導入・運用	運用	窓口DXSaaS に統合	運用	
	(2)	窓口DXSaaSの導入・運用	支所への 拡充検討	統合		
	3 キャッシュレス決済・eL-QRの導入		キャッシュレス決済・eL-QR導入			
	4 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進					
	(1)	取得支援	取得の支援			
	(2)	利用の推進（PMH含む）	利活用方法の検討・システム導入・運用			
5 国・地方デジタル共通基盤の整備運用の推進		国の令和7～9年度共通化推進方針に基づく 共通化の推進				
業務改善DX	1 ペーパーレス化の推進		オンライン会議・ペーパーレス会議の推進 テレワーク運用ルールの整備			
	2 セキュリティ対策		新たな環境に対応したセキュリティポリシーへの転換			
	3 デジタル人材の確保・育成		デジタル人材の確保・育成に係る方針策定 e-ラーニング・研修の実施			
	4 AI機能を有する各種システム・ツールの導入		AI機能を有するデジタルツールによる業務効率化			
	5 デジタルインフラの整備		物理端末への 転換/ 会議室Wi-fi 整備			
	(1)	仮想端末から物理端末への転換、 庁舎等Wi-fi環境の整備				
(2)	コミュニケーションツールの拡 充	チャットの運用見直し・他システムの検討				
地域活性化DX	1 デジタルデバйд対策		スマートフォンアプリを活用した取組 など			
	2 オープンデータの活用推進		公開済みデータの見直し 標準データセットへの対応			
	3 ICT教育の推進					
	(1)	新ネットワーク環境整備・端末 管理	新ネットワーク 環境整備	ネットワーク環境維持管理 タブレット端末管理		
	(2)	教育情報セキュリティポリシー の策定	策定・見直し (令和8年度校務支援システムのクラウド対応予定)			
4 先端デジタル技術の活用		VR技術等を活用した先端デジタルツール・通信を 活用した地域活性化				

第6章 推進に向けて

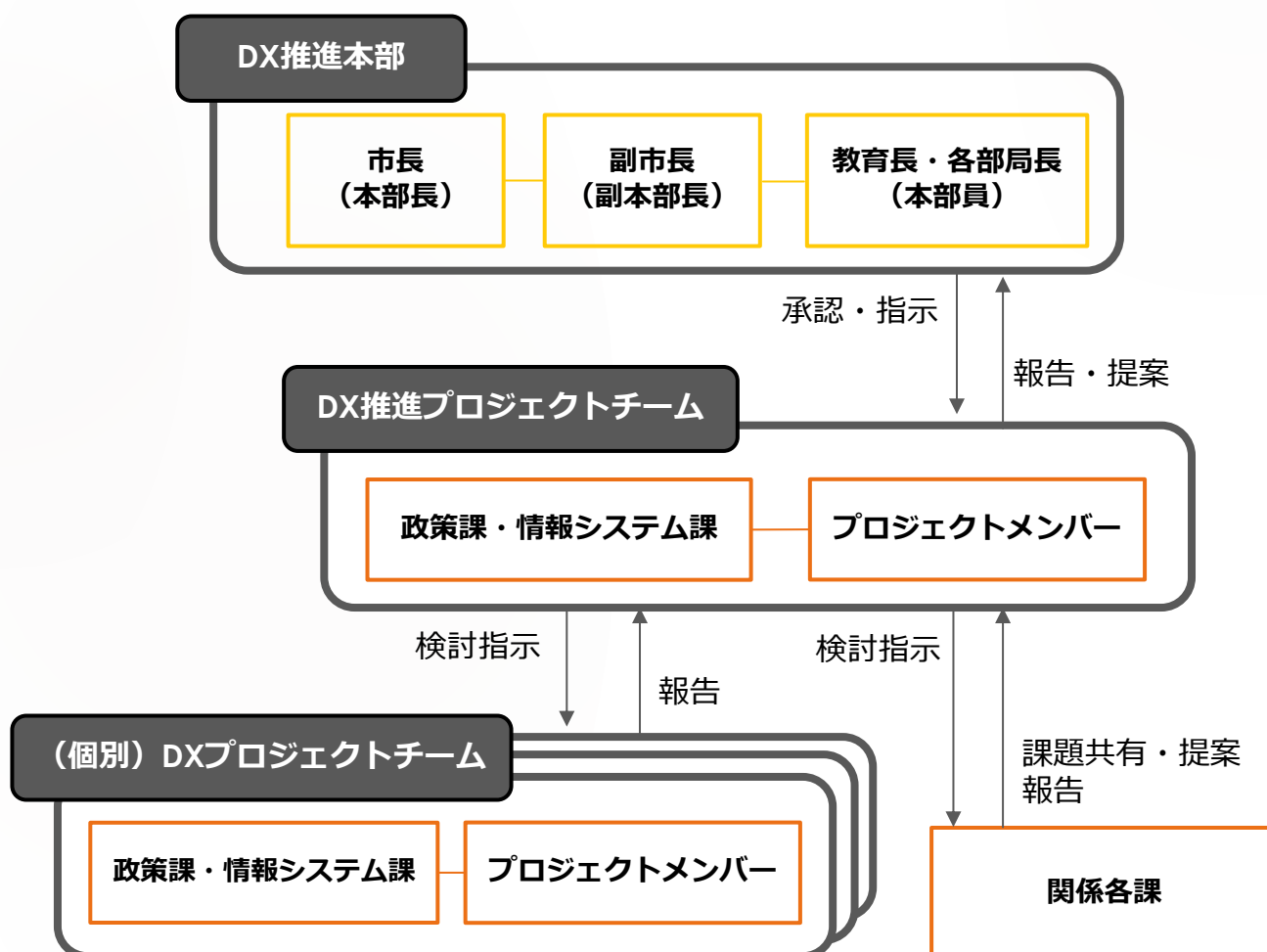
1 DX推進体制

本計画に基づく取組を円滑に推進するため、「DX推進本部」のほか、本市のDXを総合的に推進する「DX推進プロジェクトチーム」、個別の取組ごとにDXプロジェクトチームを組織します。

DX推進本部は、DX推進に係る方針の決定、本計画の策定や見直し、施策の総合調整等を行います。

DX推進プロジェクトチームは、本部からの指示事項の検討、本部への報告や提案事項の調整、課題の集約や情報収集、新しいデジタルツールの検証分析、重複投資の排除、全体最適化を行います。

DXプロジェクトチームは、横断的取組が必要な事項について、運用方法の検討のほか、デジタルツール等の導入に合わせて業務のやり方を効果の出やすいものに見直すなど、単に導入に留まらず、同時にBPRの徹底を行います。



2 計画の進捗管理

本市の「DX推進本部」では、DXを着実に推進し、デジタル社会を実現するため、「PDCAサイクル」による取組の進捗管理を行います。活用しているデジタル技術や解決策が、市民や職員の課題や困りごとに適したものかどうか、PDCAにより改善を促進します。事業の実施状況に合わせた中長期的な目標や計画の立案、本計画の進捗管理など、適切なタイミングで成果等のフォローアップをすることで、着実に施策を推進します。

3 プロジェクトチームにおけるOODAループの活用

DXの推進に当たって、柔軟で、スピーディーな意思決定が求められる「DX推進プロジェクトチーム」、「（個別）DXプロジェクトチーム」の取組については、意思決定に「OODA（ウーダ）ループ」のフレームワークを活用します。OODAループは、「Observe（観察、情報収集）」、「Orient（状況・方向性判断）」、「Decide（意思決定）」、「Act（行動、実行）」の頭文字を繋いだ言葉で、PDCAと異なり計画を立てるステップがないため、スピーディーな意思決定を行うことが可能です。

そのため、ICTの進歩や国・他の自治体の動向といった環境の変化に柔軟かつスピーディーに対応できるよう、原則としてOODAループを活用した意思決定を行い、現場の状況に即したデジタルツールの導入やボトムアップ型の提案を行います。

第7章 用語解説

A～Z行	
AI	「Artificial Intelligence」の略称で、「人工知能」と訳される。人間の言葉の理解や認識、推論、作業の自動化などの知的行動をコンピュータに行わせる技術のこと。
API	「Application Programming Interface」の略で、アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手続きを定めた規約の集合を指す。個々の開発者は規約に従ってその機能を「呼び出す」だけで、自分でプログラミングすることなくその機能を利用したアプリケーションを作成することができる。
AR	「Augmented Reality」の略称で、「拡張現実」と訳される。スマートフォンやタブレット等を通して、現実世界のものにコンピュータで情報を加える技術のこと。現実世界にデジタルコンテンツを重ねて表示したり、専用アプリを使ってポスター等を読み取ると宣伝動画が流れるなど、デジタルによる追加の情報を伝えることもできる。
BPR	「Business Process Re-engineering」の略称で、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。
CAIO	AI分野については、AIの利活用・リスク管理における責任者を明確にする必要があることから、CIO等の役割のうち、AI分野に係る役割を担うAI統括責任者（CAIO：Chief AI Officer）を設置することも考えられる。CAIOを設置する場合は、組織全体の責任者という位置づけであるため、CIO等がCAIOを兼務することも考えられる。
CIO	首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者（CIO：Chief Information Officer）等を中心とする全庁的なDX推進体制を整備する。CIO等は、言わば庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部門間の調整に力を発揮することができるよう、副市長等であることが望ましい。
CIO補佐官	CIO補佐官は、最高情報責任者（CIO）を補佐する専門職であり、組織の情報戦略策定やITプロジェクト推進を支援します。CIOと現場あるいは外部ベンダーとの橋渡し役を担い、組織のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進において重要な役割を果たします。情報システムの専門知識に加え、経営戦略の理解も求められます。

DX	「Digital Transformation」の略で、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。第3のプラットフォーム（クラウド、モバイル、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客体験の変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。
eL-QR	地方税の納付書に印字されたQRコードのこと。スマートフォン決済アプリや「地方税お支払いサイト」で読み取ることで、自宅からキャッシュレスで税金を納められる。対応金融機関なら全国どこでも納付可能。納税者の利便性向上と自治体の徴収効率化を目的に導入され、固定資産税や自動車税など多くの地方税に活用されている。
GIS	「Geographic Information System」の略で、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。空中写真や台帳データといった基盤となる地図データに、統計データ等の様々なデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示することにより、相互の位置関係の把握、データ検索と表示、データ間の関連性の分析などが可能になる。
IaaS（イアース、アイアース）	「Infrastructure as a Service」の略で、インターネット経由でのサーバ仮想化やデスクトップ仮想化、共有ディスクなど、ハードウェアやインフラ機能の提供を行うサービスのこと。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳される。インターネットなどの普及により、デジタルデータをやりとりする通信量が膨大となったことから、以前から使われていたITに通信（C）が加わった。
IoT	「Internet of Things」の略称で、パソコンやスマートフォンだけでなく、産業用機器や家電製品、車などのあらゆるモノをインターネットに接続する技術のこと。インターネットで相互に情報伝達ができるため、日常生活に大きな変化をもたらす。
PaaS（パース）	「Platform as a Service」の略で、インターネット経由で、仮想化されたアプリケーションサーバやデータベースなどアプリケーション実行用のプラットフォーム機能の提供を行うサービスのこと。
RESAS	地方創生の様々な取組を情報面から支援するため、経済産業省と内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビックデータを集約し、可視化するシステムのこと。

RPA	「Robotic Process Automation」の略称で、パソコンで行っていた事務作業を自動化できる技術のこと。人が操作するのと同じようにマウスやキーボードの操作手順を記録し実行する。手順が毎回変わる業務には適しておらず、定型的かつ繰り返し型の作業に適している。
SaaS（サズ、サース）	「Software as a Service」の略称で、サービス提供事業者がクラウドサーバー上で提供するソフトウェアを、インターネットを経由してユーザーが利用できるようにするサービスのこと。
SNS	「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
VR	「Virtual Reality」の略称で、「仮想現実」と訳される。ヘッドセット等の専用ゴーグルに360°視界を覆うように映像を流すことで、現実とは全く異なる仮想世界に自分がいるように体験させる技術のこと。
あ行	
新しい生活様式	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するために、新規感染者数が限定的となった地域で取り組む生活様式のこと。手洗い・手指消毒の徹底や、3密（密集、密接、密閉）の回避といった基本的な感染対策のほか、電子決済や通販の利用、テレワーク、時差出勤、オンライン会議の活用等の行動変容をもたらした。
一括見直しプラン	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の略称。目視規制、定期検査・点検規制、実施監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制を取り上げ、法律・政令・省令について調査し、それらの規制の点検・見直し方針を含んだ計画。
インフラ	インフラストラクチャの略で、基盤のこと。インターネットの世界では、通信環境の設備やそれらを提供するサービスを表す言葉として使用されている。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるものの、全ての項目に該当する形で公開されたデータのこと。
オムニチャネル	リアルからオンラインまであらゆるチャネルを相互に融合し、両者のチャネルを境目なく運用すること。

か行	
ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境のこと。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速なシステム構築、柔軟な拡張、かつ最新のセキュリティ対策、コストの大幅低減などの実現を目指し、政府が整備を進めている。
官民データ活用推進計画	官民データ活用推進基本法において、市町村の努力義務として策定する官民データの活用の推進に関する基本的な計画のこと。地方公共団体における取組として、①手続きのオンライン化、②オープンデータの推進、③マイナンバーカードの普及・活用、④デジタルデバイド対策、⑤情報システムの標準化・共通化が挙げられている。
キャッシュレス決済	現金を使わずに、電子マネーやクレジットカード、デビットカード、スマートフォン決済などを利用して電子的に行われる決済（支払い）手段のこと。
行政手続きのデジタル化の3原則	行政のあらゆるサービスをデジタルで完結させるために不可欠な原則のこと。①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する（デジタルファースト）、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする（ワンスオンリー）、③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する（コネクテッド・ワンストップ）が掲げられる。
クラウドサービス	クラウドコンピューティングの形態で提供されるサービスのこと。従来は、利用者側がコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自身で保有・管理し利用していたが、クラウドサービスでは、利用者側が最低限の環境（パソコンや携帯情報端末などのクライアント、その上で動く Web ブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、さまざまなサービスが利用できる。クラウドサービスは、主にSaaS（Software as a Service）、PaaS（Platform as a Service）、IaaS（Infrastructure as a Service）の3つの形態で提供される。
公的個人認証サービス	なりすまし申請や電子データの改ざんを防ぎ、インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うための電子証明書機能のサービスのこと。公的個人認証サービスを利用することによって、自宅や職場などのパソコンから様々な行政手続き等を行うことができる。
コネクテッド・ワンストップ	行政と民間事業者が相互に連携することにより、複数の手続き・サービスをワンストップで実現すること。デジタル手続法の基本原則のひとつ。

さ行	
サプライチェーン・リスク	企業や組織がサービスを提供するために依存している関連会社などに起因するセキュリティ上のリスクのこと。自治体では、業務委託先の企業や組織のセキュリティの脆弱性を悪用され、ウイルス感染やフィッシング詐欺の被害にあうケースがある。
情報システムの標準化・共通化	「地方公共団体情報システム標準化方針」に基づき、国民が行政手続きにおいて情報通信技術の便益を享受できる環境を国が整備する取組のこと。
情報セキュリティポリシー	情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの。
生成AI	生成AIは大量のデータを学習し、新たな文章や画像、音声などを自動で作り出す人工知能の技術のこと。人間のような創造力を模倣し、文章の作成やイラストの生成、音声合成など多様な分野で活用されている。
た行	
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。単に情報システムの構築、手続きのオンライン化を意味するものではなく、Society5.0時代にふさわしい行政サービスを国民一人一人が享受できるようにする。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタルリテラシー	デジタル技術を活用して業務を行う能力のこと。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務に大別され、労働力不足の解消や生産性の向上、多様で柔軟な働き方の実現など、様々な効果をもたらし得ると考えられている。
は行	
ぴったりサービス	マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用し、手続きをオンラインで行えるサービスのこと。紙などで提出していた各種申請をマイナンバーカードを使って電子申請することができる。
ペーパーレス	書類や文書を電子化し、紙を用いずに伝達や保管等を行うこと。



ま行	
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護などの行政手続の検索、オンラインでの申請など、ワンストップのサービスを提供する。また、利用者は、行政機関等が保有する自身の情報を確認することや、行政機関等からのお知らせ内容を確認することもできる。一部の機能の利用にはマイナンバーカードが必要。
モバイルワーク	テレワークの形態の一つであり、飲食店や移動中の電車内などで就業する労働形態。自宅で就業する在宅勤務や、本社や支店とは別の場所に配置された小規模オフィスで就業するサテライトオフィス勤務とは区別される。
わ行	
ワンストップ	1か所で用事が足りることを意味し、特に行政においては、サービスごとに複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1か所で手続きが行えるようにすることを指す。

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 8 年 4 月 9 日提出	
件 名	令和 8 年度予算執行方針について	部局名	総合政策部
概要	財政規律の維持を図るとともに適切な会計処理を行うための指針として、「令和 8 年度予算執行方針」を定める。		
経過			
問題・課題	予算執行における調定書や予算執行伺等において、交付決定を受領しているにもかかわらず調定伝票を起票していない、執行伺において執行する内容や理由が不明瞭、積算根拠等の添付資料及び国や県からの通知等関連文書が不足しているなど、起票に際し適切でないものが見受けられる。		
対応策	調定書や予算執行伺等については、管理職による記載された内容及び添付資料の確認を徹底する。また、管理職のマネジメントの下、事業の進捗管理を行い、適切な時期に適切な起票を行うよう徹底する。 なお、予算執行に当たっての注意点は、改めてインフォメーションで周知する。		
協議結果			

令和8年度予算執行方針

第1 令和8年度予算執行方針について

本市における令和8年度一般会計当初予算は、前年度より26億6,618万6千円の増となり、過去最大となる481億5,928万8千円となった。

本市の財政状況は、歳入において、国県支出金や有利な地方債の活用を図り、歳出において、事務事業を見直し、経費の節減に努めてきたことで、健全な財政状況を維持している。しかしながら、物価の高騰や社会保障費の増大、公共施設の維持補修や予防保全、激甚化・頻発化する災害への対応などの課題に対応するためには、不足する財源に対し、基金を取り崩さざるを得ない状況にある。

このような状況を踏まえ、令和8年度の予算執行に当たっては、予算執行方針に則り、適切かつ効果的な執行の徹底を図ることとする。

第2 全体事項

- 1 予算執行に当たっては、法令等を遵守し、笛吹市財務規則に基づき適正に処理すること。
- 2 事業執行に当たっては、計画的かつ早期の執行に努めること。特に投資的事業については、物価高騰や社会情勢の変化に伴う資材等の供給が滞るなどの影響があることを十分留意し、早期の着手及び完了に努めること。

第3 歳入に関する事項

- 1 自主財源については、予算計上額の確保に努めるとともに、増収を図ること。
- 2 市財政の根幹となる市税については、税負担の公平性や財源確保を図るため、課税客体的確な把握に努め、新たな滞納が生ずることのないよう努めること。
- 3 国・県支出金については、関係機関と密接な連絡を取りながら予算計上額の確保に努めること。また、概算交付制度等のあるものについては、その活用を図るなど早期の収入確保に努めること。

- 4 国・県支出金を財源とする事業において額の変更等が生じる場合、当初予算に計上していない国・県支出金が生じた場合は、財政課と協議すること。
- 5 使用料、手数料において、減免等を行う場合は、実情を十分調査するとともに関係法令の趣旨に照らし、その取扱いについては慎重に行うこと。
- 6 市所有の財産については、適正な管理と運用に努め、使途目的のない未利用地については売却等を積極的に行うとともに、施設の空きスペースの貸付などにより、収入の確保を図ること。
- 7 未収金については、債権ごと法令に基づいた徴収の徹底を図ることとし、安易に時効による不納欠損としないよう特に留意すること。

第4 歳出に関する事項

- 1 全ての事務事業において、計画的かつ迅速な執行に努めること。
- 2 定期的に執行管理を行い、安易な繰越は避けること。なお、執行が著しく遅延する恐れがあるときなどは、その都度直ちに関係部局等と協議し、必要な措置を講ずること。
- 3 効率的な予算執行や入札等の結果生じた契約差金などにより不用となった予算については、原則として他への流用等は認めないものとし、やむを得ない事情がある場合は必ず財政課と協議すること。
- 4 定時退庁の推進や職場環境の改善、職員相互の協力・連携等により職員の時間外勤務の削減に努め、人件費の縮減に努めること。
- 5 補助金等については、「笛吹市補助金等交付規則」及び当該補助金の交付要綱等で、補助の目的、内容等を精査し、公正かつ適正に執行すること。
また、補助の必要性、交付対象の財政状況などの視点から、補助対象経費、補助率、補助額等について、見直しに努めること。
負担金については、負担の必要性等を改めて検討し、軽減に努めること。

- 6 起債を充当する投資的事業については、事業内容によっては起債対象外経費となることから、軽微な変更であっても財政課と協議すること。
- 7 委託業務は、職員対応が困難なもの、直営での執行と比較して経済的、効率的なものとし、実施時期や費用対効果等を検証すること。また、指定管理者制度を導入している施設については、「指定管理者制度導入に関する運用方針」に基づき、定期的なモニタリングを実施し、適切な管理運営及び財務運営が行われるよう必要な指導を行うこと。
- 9 施設の維持管理にかかる費用については、原則として減額補正及び他の事業費への流用は行わないこと。
- 10 パソコン等の情報機器の導入、情報処理システムを構築する場合には、計画段階から情報システム課と協議し、費用の適正化、効果的な執行に努めること。
- 11 個別施設計画及び長寿命化計画の見直しが必要となる公共施設等の緊急的な改修などは、財政課及び政策課行政改革担当と協議のうえ、市長協議(懸案協議)に諮り、補正予算に計上すること。

第5 その他

- 1 特別会計、企業会計については、「独立した会計」を設けた意義・目的を十分認識のうえ、一般会計に準じ、予算を計画的、効率的かつ適正に執行し、その経営の健全化について一層努力すること。
また、当該会計の料金収入等の適切な確保を図るとともに、負担の公平性の観点からも市民から理解を得られるよう徴収努力を怠らないこと。
- 2 契約変更を行う場合、変更後の総額を基準として、それぞれの区分により決裁を受けることとなっているので留意すること。なお、工事等の変更については、工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づき、適切な事務処理を行うこと。

- 3 予定価格が1億5,000万円以上の工事等の契約、予定価格が2,000万円以上の財産の取得又は処分については、市議会の議決が必要になるとともに、契約変更については、変更後の総額を基準とするので留意すること。
(土地については、面積が1件5,000㎡以上)
- 4 初年度の予算を0円とした債務負担行為を設定し、初年度にプロポーザルなどを実施する場合は、文書管理システムにおいて執行伺の決裁を得たうえで、執行すること。
- 5 補正予算については、「令和8年度予算編成要領」において、当初予算は通年予算としており、予算編成時に想定できない、制度改正及び災害関連経費等やむを得ないものを除き、原則として予算の補正は認めないこととしているので留意すること。
- 6 予算執行においては、管理職によるマネジメントの下、迅速な事務処理を心がけること。また、管理職にあつては、執行日、執行理由、必要書類等に、誤り、遺漏がないよう確認し、適正な執行に努めること。

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 8 年 4 月 9 日提出	
件名	第 2 次笛吹市食育推進計画の策定に向けた取組について	部局名	保健福祉部
概要	食育基本法第 18 条第 1 項において、市町村は食育の推進に関する施策について計画を作成するよう努めることとされている。 市では、平成 29 年 3 月、第 2 次笛吹市健康増進計画に包含される第 1 次食育推進計画を策定し、取組を行ってきた。 第 1 次食育推進計画が令和 6 年度末に終期を迎えるに当たり、国の「第 5 次食育推進基本計画」、県の「第 5 次やまなし食育推進計画」が令和 7 年度に策定されることを踏まえ、令和 7 年度から令和 8 年度までを計画期間とした第 2 次食育推進計画案をとりまとめた。令和 7 年 1 月の第 10 回定例庁議に付議しようとしたところ、政策課から 2 年間という短い期間の行政計画は適当ではないとの指摘があった。 このことから、令和 7 年 3 月、第 2 次食育推進計画策定に係る今後の進め方について懸案協議に諮った結果、国、県の計画策定を待って、令和 8 年度に次期計画を策定することが決定した。あわせて、令和 6 年度にとりまとめた計画案を、次期計画策定までの期間、暫定版と位置付け、食育推進に係る事業を行うこととなった。 この度、食育に係る県の計画が令和 7 年度に策定され、国の計画が 5 月に策定される見込みです。ついては、第 2 次食育推進計画の策定に向けた取組について協議したい。		
経過	令和 8 年 3 月 第 5 次やまなし食育推進計画策定 令和 8 年 5 月 第 5 次食育推進基本計画策定予定		
問題課題	国と県の計画の内容を踏まえ、市の実情に応じた施策や目標値を設定するため、食の現状を把握し、その内容を取り入れながら、策定作業を進めていく必要がある。		
対応策	第 2 次笛吹市食育推進計画の策定に当たっては、市民を対象としたアンケートを実施するとともに、各部の施策を反映させるため、「食育推進計画庁内検討会議」を開催し、各部の協力を得ながら策定作業を進めていく。 今後のスケジュールは別紙のとおり。		
協議結果			

【はじめに】

- 食育基本法の制定から20年が経過し、**食や農林漁業を取り巻く状況の変化**や、**食に関する国民の価値観等の多様化**が進展。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の物価高騰等が生じたこと等により、**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**が見られるとともに、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**。
- **食や農へ関心や理解を深める観点からも食育は重要**であり、多様な関係者等と連携・協働し、食育を国民運動として推進

【第1 食育推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点事項

（1）学校等での食や農に関する学びの充実

- ・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの**食の乱れ**が見られるほか、**生産現場の実態を知らない**子供が増加



- ・栄養教諭等による**食生活の重要性等に関する指導**や「**農林漁業教育**」を推進

（2）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

- ・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**



- ・官民の幅広い連携・協働の取組等の**行動変容を促す「大人の食育」**を推進

（3）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

- ・国民の**食卓と生産現場の距離が遠くなる**中、「**農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合**」が減少



- ・**農林漁業体験機会の提供**、生産者と消費者が直接つながる取組等を強化

- これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化**や**取組の見える化**、**PDCAサイクルによる施策の見直し・改善**、**行動変容に向けた気運の醸成**、**食育推進体制の整備**等の取組を推進

2. 基本的な取組方針

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 等

第5次食育推進基本計画 骨子（案）

【第2 食育の推進の目標に関する事項】

【第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）】

1. 家庭における食育の推進：

- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域の人材活用等の促進 等

3. 地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供 等

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進
- ・食に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進 等

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進 等

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・国民運動として和食に接する機会を拡大する活動の展開 等

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性、栄養等に関する情報提供や食品表示の理解促進
- ・食育や日本の食文化の海外展開 等

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

地方公共団体の食育の取組状況の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善 等

第1章 計画の策定にあたって

趣 旨

第4次やまなし食育推進計画（令和3年度～令和7年度）の評価及び課題の整理を行い、今後5年間の食育推進の方向性を明らかにする

位置付け

- 食育基本法第17条に基づく計画
- 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく計画

計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）
（2026年度）（2030年度）

第2章 食をめぐる本県の現状と課題

1. 食を取り巻く状況

【社会情勢】

- 核家族や共働き世帯の増加
- 食料を中心とした物価の高騰

【食生活の状況】

- 家庭での共食機会の減少
- 子供や若者の朝食欠食の深刻化
（中3男子R1 3.5% → R6 3.6%、中3女子 R1 2.2% → R6 3.5%）
（若者（20～39歳） R1 24.5% → R6 26.8%）
- 主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の減少
- 食塩の過剰摂取（R4男性 11.4g（全国 10.5g）、女性9.8g（全国9.0g））

【健康の状況】

- 生活習慣病による死因割合は依然として過半に迫る水準
- 働く世代の男性では肥満割合が高く、若い女性ではやせ割合が増加

⇒ 健全な食生活の実践を促す一層の強化が必要

2. 食に関する県民意識（R6県政アンケート）

- 食育への関心度に対して実践度が低迷
（関心度 73.8%、実践度 39.8%）
- 郷土食等を受け継いでいる人の減少（R1:52.6%→R6:29.5%）
⇒ 地域の「食」を知る機会、体験する機会が必要
- 食品ロス削減の認知度は向上し、フードドライブ活動も拡大しているが、参加したことがない人は依然として多数
（フードドライブ活動に参加したことがない人 R1:91.7%→R6:81.5%）
⇒ 食品ロス削減の一人ひとりの主体的な取組促進が必要
- 情報入手の手段は、インターネット・SNSの活用が高まり、テレビ・ラジオと同程度
⇒ 多くの人に必要な情報が届くよう多様な発信が必要

◆国の第5次食育推進基本計画（R8～R12）

重点事項

- 学校等での食や農に関する学びの充実
- 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
- 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

◆食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

（第2次基本方針 R7～R11）

さらなる削減の取組が進むように具体的な施策を追加

- 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知
- 食品ロス削減推進サポーターの育成
- 「食品寄附ガイドライン」の普及啓発 等

第3章 食育推進の方向性と施策の展開

基本目標

県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨を実現するため、山梨の多様な「食」の魅力を通じて県民が「食」に関する知識を深め、「食」を選択する力や「食」の大切さへの意識を高めることで、健全な食生活の実践を促し、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む。

重点施策

- 栄養バランスや減塩を意識した健全な食習慣の実践の推進
- 地域の農林水産物や食文化を学び、体験し、継承する取組の推進
- 食品ロス削減につながる実践的な取組の推進
- 多様な媒体を活用した幅広い情報発信の推進

基本方針

1 あらゆる場面での食育の推進

- 家庭における食育の推進
親子で学ぶ機会の提供、家庭における共食の推進、自然災害等に対する備え 等
- 学校、保育所等における食育の推進
学校給食の充実（環境に配慮した地域農林水産物の活用等）、農林漁業教育の充実、大学と連携した取組の活性化 等
- 地域・職場における食育の推進
健康寿命の延伸に向けた取組の推進、企業における取組の促進、地域における共食の推進 等
- 食育県民運動の展開
市町村食育推進計画との連携、優良活動の表彰及び優良事例の横展開 等

2 地域の農林水産物や食文化への理解と継承

- 地産地消の推進
地域農業に対する県民理解の醸成、地域で生産された食材の利用促進、環境に配慮した農業の推進
- やまなしの食文化の継承
地域の食文化に対する県民理解の増進、関係団体による継承活動の推進
- 地域資源の魅力発信
やまなしブランドや県産食材を活用した食の魅力発信、生産者と消費者との交流の促進

3 食品ロス削減に向けた取組の促進（第2次山梨県食品ロス削減推進計画）

- 家庭における食品ロス削減の促進
消費者の理解の促進、消費者による取組の支援、エシカル消費の普及啓発
- 食品関連事業者における食品ロス削減の促進
食品関連事業者の理解の促進及び取組の支援
- 未利用食品等の有効活用に向けた支援
フードバンク活動・フードドライブ活動の周知及び支援
- 食品ロス削減県民運動の展開
市町村食品ロス削減推進計画との連携、優良活動の表彰及び優良事例の横展開 等

4 食育・食品ロス削減を推進する体制・環境づくり

- 食に関する情報の提供
リスクコミュニケーションの充実、デジタルツールを活用した情報提供の充実 等
- 推進基盤の強化
食に携わる人材の育成、関係機関との連携・協働体制の強化

第4章 計画の推進

- 推進体制 : 県／山梨県食の安全・食育推進本部において関係部局が連携、山梨県食育推進協議会／行政・教育関係者・生産者・事業者等が協働
- 関係者の役割 : 県民／一人ひとりが実施主体として活動、教育関係者・生産者・食品関連事業者・市町村等／相互に連携し活動を展開
- 進行管理 : 毎年度、進捗状況の把握と評価を実施し、県ホームページ等を通じて公表

目標指標

	項目	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
1	朝食を「食べない」「食べない日が多い」生徒の割合（中2）	男 4.6% 女 5.2%	男 3.7%以下 女 4.5%以下 (R10)
2	朝食を抜くことが週3回以上ある若者（20歳～39歳）の割合	26.8%	15%以下
3	学校給食における地場産物の使用割合（金額ベース）	65.2%	72%以上
4	大学生や企業の従業員等を対象とした食育講座の実施回数	年5回	年10回以上
5	県民（20歳以上）の1日の食塩摂取量	10.6g (R4)	8g未満 (R17)
6	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	【参考値※】 49.8% (R4)	50%以上 (R17)
7	地域の食文化を伝承する取組の実施回数	年867回	年900回 以上
8	食品ロス削減推進サポーター養成講習会の受講者数	400人	延べ600人 以上
9	デジタルツールを活用した食に関する情報発信回数	年128回	年180回 以上

※主食・主菜・副菜のそろった食事が1日2回以上の者の割合（「ほぼ毎日」という頻度の基準が設けられていないため参考値とする）

資料 3

笛吹市食育推進計画庁内検討会議名簿

部	課
総務部	防災危機管理課
市民生活部	環境推進課
保健福祉部	長寿支援課
子供すこやか部	子育て支援課
	保育課
産業観光部	農林振興課
	観光商工課
教育委員会	教育総務課
	生涯学習課

第2次笛吹市食育推進計画（確定版）策定作業スケジュール（案）

	R8.4月	R8.5月	R8.6月	R8.7月	R8.8月	R8.9月	R8.10月	R8.11月	R8.12月	R9.1月	R9.2月	R9.3月
全 体	庁議協議									庁議協議	全協報告	
健 康 づ く り 課	アンケート調査実施		アンケート調査分析	計画骨子案作成		計画素案作成		計画素案修正		パプコメ		完成
各 部 局 関 係 課			食育推進計画 庁内検討会開催		食育推進計画 庁内検討会開催		食育推進計画 庁内検討会開催		食育推進計画 庁内検討会開催		食育推進計画 庁内検討会開催	

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和8年4月9日提出	
件名	笛吹市こども条例の制定に向けた取組について	部局名	子供すこやか部
概要	国は、令和5年4月に施行した「こども基本法」に基づき、子供の権利保障や支援体系を定め、地方自治体の施策実施を促進している。また、県内では、山梨県、甲府市、韮崎市、富士川町において、子供の権利保障等に係る条例を制定している。 本市では、令和4年4月に子供すこやか部を創設し、令和7年3月には「笛吹市こども計画」を策定するなど、支援体制の充実に努めてきた。しかし、子供を権利の主体として位置づけ、その健やかな成長を支えるための基本理念や、社会の役割を定める条例については制定に至っていない。 こうした状況を踏まえ、本市における取組をさらに進め、市としての基本理念や責務を明らかにするとともに、継続的な子供に関する施策展開を図るため、こども条例を制定する。 については、条例制定に向けた今後のスケジュールについて報告する。		
経過	令和5年4月 こども基本法施行、こども家庭庁設置 令和6年4月 笛吹市こども家庭センター設置 令和6年7月 こどもまんなかサポーター宣言 令和8年2月 懸案協議において、令和8年度にこども条例を制定することが決定		
問題・課題			
対応策	今後のスケジュールは次のとおり。 令和8年4月～9月 条例案作成（子ども・子育て会議において意見聴取） 令和8年10月 例規審査委員会 令和8年12月 市議会全員協議会で条例案を説明 令和9年1月～2月 パブリックコメント 令和9年2月 令和9年市議会第1回定例会へ条例案の上程 令和9年3月 笛吹市こども条例の制定		
協議結果			

■笛吹市こども条例(仮称)制定スケジュール 案

R8. 4. 9

	R8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
原案作成						★ 原案策定						
子ども子育て会議			★			★						
例規審査会						作業部会・審査委員会						
庁議	★								★			
議会全員協議会										★		
パブリックコメント										パブリックコメント		
R9.2月議会											★ 議決	